

令和3年度 監査年報

岩手県監査委員事務局

令和4年4月

目 次

監査委員の役割	1
第1 令和3年度監査等の執行状況	2
1 実施計画	2
(1) 基本方針	2
(2) 個別実施方針	2
2 実施状況	4
(1) 定期監査	4
(2) 行政監査	4
(3) 随時監査	4
(4) 財政的援助団体等監査	4
(5) 現金出納検査	5
(6) 内部統制評価報告書審査	5
(7) 決算審査	5
(8) 定額資金運用基金運用状況審査	5
(9) 健全化判断比率等審査	5
(10) 指定金融機関等監査	6
(11) 住民監査請求に基づく監査	6
第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果	7
1 指摘の状況	7
2 事務費の不適切な事務処理に係る監査	8
3 行政監査的視点から行った監査	8
(1) 学校徴収金、団体徴収金の管理等について	8

〔 資 料 編 〕

1	定期監査の実施状況	9
	(1) 監査対象機関及び実施箇所数	9
	(2) 監査対象機関別・監査項目別 指摘件数総括表	10
2	随時監査の結果	11
	(1) 工事現場監査	11
	(2) 特定のテーマを設定した随時監査	12
	(3) その他の随時監査	23
3	財政的援助団体等監査の結果	24
4	行政監査（特定テーマ）の結果	25
5	決算審査	43
	(1) 令和2年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要	43
	(2) 令和2年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要	45
	(3) 令和2年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要	47
	(4) 令和2年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要	49
	(5) 令和2年度岩手県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要	51
6	定額資金運用基金運用状況審査	53
	(1) 令和2年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要	53
7	健全化判断比率等審査	54
	(1) 令和2年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要	54
	(2) 令和2年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要	59
8	内部統制評価報告書審査意見書の概要	60
9	令和3年度の監査の組織体制	61

監査委員の役割

監査委員は、地方自治法に基づいて、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し識見を有する者及び県議会議員から選任されている。

○ 監査委員（令和4年4月1日現在）

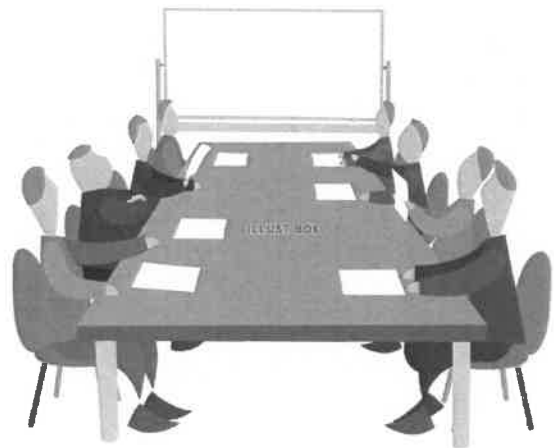
議会選出委員	2人	岩淵	誠
		佐々木	茂光
識見委員	2人	五味	克仁
		中野	玲子

○ 監査の観点

県の事務事業の執行について、正確性、合規性の観点のほか、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等を実施している。

○ 監査委員の主な権限

- ・財務監査
- ・行政監査
- ・財政的援助団体等の監査
- ・決算審査
- ・現金出納の検査
- ・住民監査請求による監査
- ・健全化判断比率の審査
- ・内部統制評価報告書の審査



- 監査の結果に関する報告は、議会及び知事等に提出するとともに、岩手県報により公表している。



第1 令和3年度監査等の執行状況

1 実施計画

(1) 基本方針

県の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第12号）に基づき以下のとおり令和3年度における監査等を実施する。

定期監査は、財務監査を中心として、監査対象機関が所掌する事務全般について、内部統制に依拠した効率的かつ効果的な監査を実施する。

行政監査は、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、定期監査において財務監査と併せて行うほか、特定の課題についてテーマを設定した監査を実施する。

随時監査は、工事現場監査のほか、令和3年度においては、より経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した監査を新たに実施する。

財政的援助団体等監査、現金出納検査、内部統制評価報告書審査、決算審査、定額資金運用基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び指定金融機関等監査についても、それぞれの事務が目的に沿って行われているか、法令に適合し、かつ、正確であるか等について厳正に監査等を実施する。

(2) 個別実施方針

ア 定期監査

(ア) 執行方針

令和3年度の定期監査は、監査対象機関における収入、支出、契約、財産管理及び行政運営並びに現金等の出納保管に関する事務事業について、関係帳票・証書類及び担当職員からのヒアリング等により実施する。

監査の実施に当たっては、監査委員監査基準に基づき以下のとおり重点項目等を定め、監査対象機関の内部統制の取組状況やこれまでの定期監査の実施結果等を踏まえ、よりリスクの高い事務事業への重点化とともに、事務事業の経済的、効率的及び有効的な実施という観点を重視するものとする。

監査の結果、留意改善が必要な事案が認められた場合は、事案の指摘、注意等に止まらず、当該事案の発生原因等の把握に努め、早期是正と再発防止、さらにはより良い事務事業の執行につながる措置を講じることが出来るよう監査対象機関等に助言等を行うものとする。

(イ) 重点項目

(財務監査)

- ・ 内部統制の取組状況（内部統制の不備に該当する事案の発生防止策等）
- ・ 収入確保の取組状況（債権管理、未収金回収、減免手続等）
- ・ 事務事業の執行状況（事業目的の達成状況）

(行政監査)

- ・ 内部統制の取組状況（内部統制の不備に該当する事案の発生防止策等）

(ウ) 継続調査項目

(財務監査)

- ・ 収入事務（調定の時期及び金額）
- ・ 支出事務（赴任旅費）
- ・ 財産管理事務（財産管理簿等及び備品管理一覧表等の整理）

(行政監査)

- ・ 学校徴収金及び団体徴収金の管理状況

イ 行政監査

行政監査のうち、定期監査と併せて行う行政監査は、「ア 定期監査」に記載のとおりとする。

また、特定の課題についてテーマを設定した行政監査を令和3年7月から令和3年12月の間に実施するものとし、令和3年6月までにテーマを決定、実施計画を定めるものとする。

その他、監査委員が必要と認めるときは随時に実施するものとする。

ウ 随時監査

(ア) 工事現場監査

県営建設工事等を対象に令和3年10月から令和3年11月にかけて行うものとし、令和3年6月までに実施計画を定めるものとする。

(イ) 特定のテーマを設定した随時監査

経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した随時監査を令和3年7月から令和3年12月の間に実施するものとし、令和3年6月までにテーマを決定、実施計画を定めるものとする。

(ロ) その他の随時監査

必要の都度、監査委員協議により随時実施するものとする。

エ 財政的援助団体等監査

(ア) 執行方針

財政的援助団体等監査は、財政的援助等に係るものの出納その他の事務の執行が、その援助等の目的に沿い、かつ、法令等に従って、内容的にも、手続的にも、適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施する。

令和3年度監査の実施に当たっては、令和2年度の社会経済情勢を踏まえ、経営環境の変化への対応状況を注視し、以下のとおり重点項目等を定め執行する

(イ) 重点項目

- a 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等
 - ・ 財政的援助金を他に流用し、若しくは不正に使用しているもの等はないか。
 - ・ 計画と実施内容は相違していないか。
- b 出資している団体等
 - ・ 帳簿その他証拠書類は整備され、かつ、正確に記載されているか。
 - ・ 事業運営は、定款、寄付行為その他の基本規程に従っているか。
- c 公の施設の管理を行わせている団体等
 - ・ 協定書等に基づき、管理運営に係る出納事務が適正に行われているか。
 - ・ 仕様等で定めるところにより、管理業務が適正に行われているか。

オ 現金出納検査

(ア) 執行方針

現金出納に関する事務処理の是正を図り、事故を防止するとともに、現金出納の正確性を担保するため、令和3年度の現金出納検査を次のとおり実施する。

毎月の現金出納の事務処理が、適法かつ正確に行われているかどうかについて、毎月、前月分を対象として、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、諸帳簿・諸表の計数確認、保管現金の確認、収入支出状況等の調査及び資金運用状況の調査並びに証拠書類の審査等により実施する。

(イ) 重点項目

- a 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金に属する現金
 - ・ 現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
 - ・ 調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
 - ・ 収入支出手続きは適正に行われているか
- b 公営企業会計
 - ・ 現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
 - ・ 調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
 - ・ 現金は確実かつ有利な方法で安全に運用されているか

カ 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書審査は、令和3年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとし、同年6月までに実施計画を定めるものとする。

キ 決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査

普通会計及び企業会計に係る決算審査等は、令和3年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとし、同年6月までに実施計画を定めるものとする。

ク 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等審査は、令和3年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとし、同年6月までに実施計画を定めるものとする。

ケ 指定金融機関等監査

指定金融機関等の監査は、地方自治法第235条の2第2項及び地方公営企業法第27条の2第1項の規定に基づき、監査委員が必要であると認めるとき、又は地方公共団体の長、公営企業管理者の要求があるときに実施する。

必要の有無の判断に資するため、会計管理者及び公営企業管理者が行った指定金融機関等の検査結果の報告を求めたうえで、監査委員協議に諮るものとする。

2 実施状況

(1) 定期監査

ア 監査対象機関及び実施箇所数

令和3年度の定期監査の実施状況は、監査対象344機関（普通会計315機関、企業会計29機関）の全ての機関を対象に実施し、その実施率は100%である。

区分	令和3年度			令和2年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
普通会計	315	315	100.0%	313	313	100.0%
企業会計	29	29	100.0%	28	28	100.0%
計	344	344	100.0%	341	341	100.0%

イ 実施時期

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
決算監査	4月～8月	本庁各課・委員会	普通会計	90
		広域振興局等	普通会計	65
		出先機関（知事部局）	普通会計	18
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	2
	6月～8月	本庁（流域下水道事業）	企業会計	1
		医療局本庁	企業会計	1
		県立病院	企業会計	15
		企業局本庁	企業会計	1
小計				193
期中監査	10月～2月	出先機関（知事部局）	普通会計	38
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	102
		県立病院	企業会計	11
	小計			
合計				344

(2) 行政監査

ア 行政監査的視点から行った監査

定期監査の中で財務監査と一体的・総合的に実施した。

また、定期監査等実施計画の中で、次のとおり重点項目等を定めて実施した。

- ・内部統制の取組状況
- ・学校徴収金及び団体徴収金の管理状況

イ 特定のテーマを設定した行政監査

令和3年度においては、「県有未利用資産の活用・処分に向けた取組の状況について」をテーマに、県有未利用資産の活用・処分に向けた取組や管理の状況、個別施設計画の策定状況等を確認し、現状及び改善点を明らかにすることにより、県有未利用資産の活用・処分について適切に取り組むことを促し、もって県有財産の機能・役割が十分に果たされることを目的として行政監査を実施した。

※ 監査結果の概要は資料編に記載

(3) 随時監査

ア 工事現場監査

工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに主眼をおいて実施した。

令和3年度は、6機関、12箇所について実施した。

イ 特定のテーマを設定した随時監査

令和3年度は、より経済性、効率性及び有効性に着目したテーマを設定した随時監査を新たに実施することとし、「広域振興局が独自に行う地域振興事業費等の実施状況」をテーマとして実施した。

※ 監査結果の概要は資料編に記載

ウ その他の随時監査

随時監査は、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。

令和3年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を実施する必要がある事案はなかったことから実施しなかった。

(4) 財政的援助団体等監査

令和3年度は、監査対象59団体のうち、23団体（出資団体12団体、補助等財政的援助6団体、指定管理者5団体：複数該当9団体）を実施し、その実施率は39.0%である。

(5) 現金出納検査

令和3年度においては、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

(6) 内部統制評価報告書審査

監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された令和2年度岩手県内部統制評価報告書について、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から審査を実施し、令和3年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

(7) 決算審査

ア 普通会計の決算審査

令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、令和3年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

イ 公営企業会計の決算審査

令和2年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施し、令和3年9月10日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計及び岩手県流域下水道事業会計の4会計について決算審査意見書を提出した。

(8) 定額資金運用基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

令和2年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施し、令和3年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

(9) 健全化判断比率等審査

ア 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和3年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	13.7	15.3	△ 1.6	25.0	35.0
将来負担比率	221.5	221.7	△ 0.2	400.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された、令和2年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和3年9月10日に知事に審査意見書を提出した。

会 計 名	令和2年度	令和元年度	増 減	経営健全化基準
流域下水道事業会計	—	—	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
県立病院等事業会計	—	—	—	
電気事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

(10) 指定金融機関等監査

令和3年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しなかった。

(11) 住民監査請求に基づく監査

令和3年11月19日付けで県民1名から提出された「知事政務秘書に関する住民監査請求」については、請求人の請求は地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であることから却下と決定し、令和4年1月14日付けで請求人あて通知した。

令和4年1月14日付けで却下決定を通知した「知事政務秘書に関する住民監査請求」について、同請求人から令和4年2月11日付けで、先の請求に補正を施した上で再度住民監査請求が提出されたが、請求要件を欠き不適法であることから却下と決定し、令和4年3月29日付けで請求人あて通知した。

第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果

1 指摘の状況

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は32件（普通会計27件、企業会計5件）となっており、令和2年度に比べて1件増加している。

主な内容は、調定を行っていないなど収入事務の不適當なものが2件、支出金額の誤り、諸手当の誤支給など支出事務の不適當なものが5件、積算誤り、変更契約理由の不適當など契約事務の不適當なものが5件、財産台帳等を整理していないもの、物品の取得、管理又は処分の手続などの財産管理の不適當なものが8件、その他不適當なものとして工事の執行1件、行政事務が3件となっている。

なお、指摘としたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

区分	指摘事項	監査対象機関	R3年度 件数	R2年度 件数	増減
予算経理		(0件)	0	0	0
収入事務	○調定を行っていないもの	大船渡病院 (1件)	2	5	△ 3
	○納期限が不適當なもの	産業技術短期大学校水沢校 (1件)			
支出事務	○支払を行っていないもの	交通政策室 (1件)	5	4	1
	○支出金額を誤っているもの	産業経済交流課 地域福祉課 定住推進・雇用労働室 (3件)			
	○報酬、諸手当、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの	岩谷堂高等学校 (1件)			
契約事務	○指名競争入札又は随意契約の要件に該当しないもの	県南) 林務部 流通課 (2件)	13	2	11
	○積算を誤っているもの	宮古病院 スポーツ振興課 定住推進・雇用労働室 (3件)			
	○落札人の決定を誤っているもの	千厩警察署 (1件)			
	○入札保証金又は契約保証金を理由もなく免除しているもの	岩手土木センター 遠野病院 (2件)			
	○変更契約の理由又は時期が不適當なもの	北上土木センター 県南) 土木部 二戸土木センター (3件)			
	○契約の目的、規格、数量、価格、条件等契約内容が不明確なもの	林業技術センター (1件)			
	○その他契約事務の不適當	管財課 (1件)			
工事の執行	○検査の内容、時期、方法等が不適當なもの	遠野病院 (1件)	1	0	1

補助金事務			0	0	0
		(0件)			
財産管理	○財産台帳、財産管理簿又は財産管理副簿を整理していないもの	環境保全課 花巻土木センター 一関児童相談所 大東病院 (4件)	8	11	△ 3
	○物品の取得、管理又は処分の手続が不適当なもの	大船渡農林振興センター 障がい保健福祉課 (2件)			
	○帳簿残高と現物が一致しないもの	一関第一高等学校 (1件)			
	○債権保全手続きが不適当なもの	宮古保健福祉環境センター (1件)			
行政事務	○執行管理体制の不适当(法令、条例、規則等に基づく手続を行っていないもの)	大船渡保健福祉環境センター (1件)	3	9	△ 6
	○執行管理体制の不适当(執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの)	沿岸) 土木部 農業大学校 (2件)			
計			32	31	1

2 事務費の不适当な事務処理に係る監査

過去に発生した需用費等の不适当な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において再発防止策の実施状況を点検・確認するなど、事務費の不适当な事務処理に係る監査を行った。

3 行政監査的視点から行った監査

(1) 学校徴収金、団体徴収金の管理等について

県立学校等における「学校徴収金及び団体徴収金の管理等」について、事故防止や適正な会計事務処理のための内部統制が十分に機能しているかなどを主な視点として、監査を行った。

(資料編)

1 定期監査の実施状況

(1) 監査対象機関及び実施箇所数

(単位：箇所、%)

区 分		監査対象箇所数 (a)	監査実施数 (b)	実施率 (b/a)		
定期 監 査	普通 会 計	本 庁	77	77	100.0	
		広 域 振 興 局	65	65	100.0	
		知 事 部 局 以 外 の 出 先 機 関	総 務 部 所 管	1	1	100.0
			復興防災部所管	2	2	100.0
			ふるさと振興部 所 管	1	1	100.0
			環境生活部所管	3	3	100.0
			保健福祉部所管	17	17	100.0
			商工労働観光部 所 管	8	8	100.0
			農林水産部所管	22	22	100.0
			県土整備部所管	2	2	100.0
			小 計	56	56	100.0
	小 計	198	198	100.0		
	他 の 執 行 機 関 等	本 庁	13	13	100.0	
		出 先 機 関	教育委員会所管	88	88	100.0
			公安委員会所管	16	16	100.0
		小 計	104	104	100.0	
		小 計	117	117	100.0	
	計		315	315	100.0	
	企 業 会 計	知 事 部 局	本 庁	1	1	100.0
医 療 局		本 庁	1	1	100.0	
		病 院	26	26	100.0	
企 業 局		1	1	100.0		
計		29	29	100.0		
合 計		344	344	100.0		
(参考) 令和2年度の状況		(341)	(341)	(100.0)		

2 随時監査の結果

(1) 工事現場監査

ア 沿岸地区

監査対象機関、監査対象工事、監査の実施内容、監査の着眼点及び監査の結果
 県営建設工事 10件

監査対象機関	監査対象工事	監査の実施内容	監査の着眼点	監査の結果
沿岸広域振興局土木部	道路維持修繕事業一般県道吉里吉里釜石線安渡地区ほか舗装補修工事	監査対象機関で処理している事務のうち、県営建設工事について、関係帳票及び現地を調査し監査を行った。	工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに着目して監査を行った。	おおむね良好と認められる。
〃	河川等災害復旧事業二級河川小鍬川筋古廟橋上下地区河川災害復旧(1災119号)工事	〃	〃	〃
沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	道路維持修繕事業主要地方道重茂半島線大沢地区道路補修等工事	〃	〃	〃
〃	河川等災害復旧事業二級河川田代川筋川向地区河川災害復旧(23災661号)水門上屋新築(その2)工事	〃	〃	〃
沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター	地域連携道路整備事業一般国道340号押角峠地区道路改良舗装工事	〃	〃	〃
〃	河川等災害復旧事業二級河川川平川筋川平地区河川災害復旧(1災76号)工事	〃	〃	〃
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター	林道整備事業森林管理道平根線(第4工区)開設工事	〃	〃	〃
〃	林道整備事業森林管理道鎌峯沢線(第2工区)法面工事	〃	〃	〃
沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター	地域連携道路整備事業主要地方道大船渡綾里三陸線赤崎地区道路改良その4工事	〃	〃	〃
〃	地域連携道路整備事業主要地方道大船渡広田陸前高田線久保～泊地区道路改良その7工事	〃	〃	〃

イ 県北地区

監査対象機関、監査対象工事、監査の実施内容、監査の着眼点及び監査の結果
 県営建設工事 2件

監査対象機関	監査対象工事	監査の実施内容	監査の着眼点	監査の結果
県北広域振興局林務部	林道整備事業森林管理道八木玉川線開設工事	監査対象機関で処理している事務のうち、県営建設工事について、関係帳票及び現地を調査し監査を行った。	工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的に行われているかに着目して監査を行った。	おおむね良好と認められる。
〃	治山事業前浜地区海岸防災林造成工事	〃	〃	〃

(2) 特定のテーマを設定した随時監査

※令和3年度随時監査結果報告書から

第1 随時監査の概要

1 監査の種類

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査として、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠し実施した。

2 監査のテーマ

広域振興局が独自に行う地域振興事業費等の実施状況について

3 監査の目的

広域振興局においては、それぞれの地域課題の解決に向けて、地域経営推進費等を活用した独自の地域振興事業等を実施しているが、事業の効果を最大限に発揮するためには、地域からのニーズや課題を的確に把握し、それらを踏まえた事業を構築して実施することが重要である。

このことから、広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について、経済性、効率性及び有効性の観点に主眼を置いて随時監査を実施した。

なお、監査の実施に当たっては、個別の事業を抽出し、会計上の事務処理状況等についても併せて確認した。

4 監査の対象

(1) 対象とした事務

平成30年度から令和2年度までに広域振興局が実施した地域経営推進費による事業のうち県が単独施策として行う事業（県事業）（以下「対象事業」という。）。)

(2) 監査実施期間

令和3年7月～12月

(3) 監査対象機関

ア 対象事業の取りまとめ機関（4機関）

盛岡広域振興局経営企画部、県南広域振興局経営企画部、沿岸広域振興局経営企画部及び県北広域振興局経営企画部

イ 対象事業のうち事業実施状況等を調査するために選定した事業の執行機関（9機関）

広域振興局	執行機関
盛岡	経営企画部、農政部
県南	経営企画部、農政部
沿岸	保健福祉環境部、農林部、水産部
県北	経営企画部、農林部

ウ 対象事業の制度の所管機関（1機関）

ふるさと振興部地域振興室

5 監査の着眼点

(1) 事業計画の立案に当たり、課題選定、実施手法や実施主体、事業規模等の検討が十分に行われているか。また、成果目標や事業終期等が設定されているか。

(2) 事業実施に当たり、計画を踏まえて経済的、効率的に実施されているか。

- (3) 事業計画どおり目的が達成されているか。また、事業の結果について、適切に評価が行われ、次年度以降の事業の見直し等に反映されているか。
- (4) 事業実施において、予算執行や会計上の事務処理が適切に行われているか。

6 監査の実施内容

(1) 監査調書

事業計画の立案や事業結果の評価など制度の運用状況を調査するため、対象事業のとりまとめ機関である各広域振興局経営企画部に対して監査調書の提出を求めた。

また、対象事業の実施状況等を調査するため17事業を選定し、その執行機関である9機関に対して監査調書の提出を求めた。

(2) 予備監査

対象事業の取りまとめ機関及び対象事業の執行機関に対して、監査調書やあらかじめ提出を受けた事業実績書等に基づき監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(3) 本監査

対象事業の制度を所管するふるさと振興部地域振興室に対して予備監査の結果に基づき監査委員による本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 地域経営推進費に係る規程等の概要

県では、地域経営推進費の取扱い等に関し、以下のとおり要綱、要領、マニュアル等を定め、各広域振興局ではこの要綱等に基づいて対象事業を実施している。

(1) 地域経営推進費交付要綱

この要綱は、地域経営推進費を広域振興局管内の公共的団体や市町村等に対して交付する際の目的、対象及び交付額等を規定している。

(2) 地域経営推進費取扱要領

この要領は、地域経営推進費の取扱いに関し、対象事業、運用基準、事業費の配分方法など必要な事項を規定している。

(3) 地域経営推進費事業評価実施要領

この要領は、地域経営推進費事業について、評価の方法、評価結果の検証及び報告、事業評価結果の公表など、事業実施主体及び広域振興局による事業評価のために必要な事項を規定している。

(4) 地域経営推進費（県事業）の事務取扱通知

この通知は、事業の企画及び採択、補助事業としての運用、配分基準、成果の活用など、事業実施における留意事項を周知し、事業の適切な執行を求めている。

(5) 地域経営推進費事業書作成マニュアル

このマニュアルは、住民の視点に立った成果重視の事業を企画立案するため、事業計画書や事業実績書の様式の記載方法、必要性・効率性・有効性・公平性など事業の論理的な企画立案のための視点、事業評価結果の活用等を示している。

2 対象事業の実施状況

(1) 事業数及び事業費

対象事業を年度別に見ると、平成30年度が134事業 177,454千円、令和元年度が132事業 172,982千円、令和2年度が146事業 138,097千円であり、監査対象期間合計で412事業 488,533千円の事業が実施されていた。

広域振興局別では、盛岡広域振興局が65事業 80,010千円、県南広域振興局が109事業 136,256千円、沿岸広域振興局が92事業 175,790千円、県北広域振興局が146事業 96,477千円であった。

(金額単位：千円)

広域振興局	平成30年度		令和元年度		令和2年度		3箇年計	
	事業数	事業費	事業数	事業費	事業数	事業費	事業数	事業費
盛岡	23	29,412	21	28,850	21	21,748	65	80,010
県南	39	51,839	35	45,981	35	38,436	109	136,256
沿岸	25	62,274	30	63,983	37	49,533	92	175,790
県北	47	33,929	46	34,168	53	28,380	146	96,477
合計	134	177,454	132	172,982	146	138,097	412	488,533

(2) 事業規模

1事業当たりの事業費は、500千円未満が189事業で全体の45.9%、500千円以上1,000千円未満が82事業で19.9%であり、合わせて271事業、65.8%が1,000千円未満で実施されていた。

1事業当たりの事業費	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	構成比
500千円未満	61事業	49事業	79事業	189事業	45.9%
500千円以上～1,000千円未満	27事業	31事業	24事業	82事業	19.9%
1,000千円以上～3,000千円未満	29事業	37事業	33事業	99事業	24.0%
3,000千円以上～5,000千円未満	11事業	11事業	7事業	29事業	7.0%
5,000千円以上	6事業	4事業	3事業	13事業	3.2%
合計	134事業	132事業	146事業	412事業	100.0%

(3) 事業分野別

事業の分野別では、農林水産業分野が183事業と全体の44.4%を占めており、次いで観光産業分野が34事業(8.3%)、食産業分野が27事業(6.6%)などとなっており、いずれの広域振興局においても農林水産業分野が最も多くの割合を占めていた。

また、県南広域振興局では食産業分野、県北広域振興局では協働・地域コミュニティ分野が2番目に多くなっており、地域によって異なる課題に応じて事業が実施されていた。

分野	農林水産業	観光産業	食産業	環境	文化・スポーツ	その他	計
事業数 (構成比)	183事業 (44.4%)	34事業 (8.3%)	27事業 (6.6%)	27事業 (6.6%)	25事業 (6.1%)	116事業 (28.0%)	412事業 (100.0%)

(上記の広域振興局別の傾向)

広域振興局	分野別事業実施状況	
盛岡	農林水産業 28事業(43.1%)	観光産業 8事業(12.3%)
県南	農林水産業 51事業(46.8%)	食産業 8事業(7.3%)、環境 8事業(7.3%)
沿岸	農林水産業 34事業(37.0%)	観光産業 12事業(13.0%)
県北	農林水産業 70事業(48.0%)	協働・地域コミュニティ 12事業(8.2%)

(4) 事業性質別

事業の性質別では、事業執行機関自らが事務を執行した、いわゆる直営事業が 225 事業 (54.6%) であり、次いで民間事業者等に委託して実施したものが 120 事業となっていた。このうち、沿岸広域振興局では直営事業の割合 (79.4%) が特に高く、県北広域振興局では委託事業の割合 (39.0%) が高い傾向にあった。

広域振興局	直営事業	委託事業	補助事業	負担金事業	計
盛岡	38 事業 (58.5%)	19 事業 (29.2%)	-	8 事業 (12.3%)	65 事業
県南	63 事業 (57.8%)	32 事業 (29.4%)	-	14 事業 (12.8%)	109 事業
沿岸	73 事業 (79.4%)	12 事業 (13.0%)	-	7 事業 (7.6%)	92 事業
県北	51 事業 (34.9%)	57 事業 (39.0%)	1 事業 (0.7%)	37 事業 (25.4%)	146 事業
合計	225 事業 (54.6%)	120 事業 (29.1%)	1 事業 (0.3%)	66 事業 (16.0%)	412 事業

(5) 委託業務の契約方法別

委託業務の契約方法については、特命随意契約によるものが 188 件、52.7%と最も多く、1 者見積によるものが 56 件、15.7%であり、合わせて 244 件、68.4%が競争性のない契約方法によるものとなっていた。

契約方法		平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計	構成比
随意契約	特命随意契約	68 件	68 件	52 件	188 件	52.7%
	1 者見積	22 件	16 件	18 件	56 件	15.7%
	複数見積	16 件	16 件	12 件	44 件	12.3%
	企画競争	21 件	11 件	20 件	52 件	14.5%
	公募	5 件	5 件	6 件	16 件	4.5%
一般競争入札		0 件	1 件	0 件	1 件	0.3%
合計		132 件	117 件	108 件	357 件	100.0%

(注) 1 1 者見積には、結果的に見積参加者が 1 者のみとなったものも含む。

2 1 事業の中で複数の業務委託を行う場合があるため、件数と事業数は一致しない。

(6) 事業の新規・継続別

対象事業のうち、同一の事業を複数年度継続して実施する継続事業が 234 事業と全体の 56.8%を占めていた。

特に、盛岡広域振興局では継続事業が 48 事業、73.9%と、その割合が高い傾向にあった。

広域振興局	新規事業	継続事業
盛岡	17 事業 (26.2%)	48 事業 (73.9%)
県南	46 事業 (42.2%)	63 事業 (57.8%)
沿岸	42 事業 (45.7%)	50 事業 (54.4%)
県北	73 事業 (50.0%)	73 事業 (50.0%)
合計	178 事業 (43.2%)	234 事業 (56.8%)

(7) 事業目標の達成状況

事業目標の達成状況を測定するために設定された指標について、対象事業のうち達成度が100%以上のものは264指標、47.6%、80%以上100%未満のものは68指標、12.2%であり、全体の52.4%が事業目標を達成していなかった。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等により、達成度が100%以上の指標の割合は34.9%と低下していた。

達成度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
100%以上	91指標(51.7%)	108指標(56.0%)	65指標(34.9%)	264指標(47.6%)
80%以上～100%未満	13指標(7.4%)	36指標(18.6%)	19指標(10.2%)	68指標(12.2%)
80%未満	44指標(25.0%)	35指標(18.1%)	58指標(31.2%)	137指標(24.7%)
その他	28指標(15.9%)	14指標(7.3%)	44指標(23.7%)	86指標(15.5%)

(注) 1 ()は構成比である。

2 「その他」は数値未記載又は指標未設定のものである。

3 1事業に複数の指標を設定している場合があるため、指標の合計は事業数と一致しない。

3 監査の結果

(1) 制度の運用状況

ア 事業計画の立案について

(ア) 事業採択について

各広域振興局とも事業取りまとめ機関を中心にオータムレビュー等を行うとともに、重点方針等を定めて事業立案を行っており、事業執行機関から提案された個別事業について、局長以下で重点方針等との整合性、事業の優先度や必要性等を確認し事業を採択していた。

(イ) 一件限度額について

地域経営推進費取扱要領（以下「取扱要領」という。）別表第1において、各広域振興局長は1事業当たりの一件限度額を定めることとなっているが、事業調整の際に支障がないことや柔軟な調整ができなくなるとの理由から、設定している広域振興局はなかった。

(ウ) 継続運用について

取扱要領別表1において「特に必要な場合」として認められる継続運用についても、半数を超える事業が継続事業となっており、中には取扱要領で限度として定める3年を超えて実施している事業もあった。

(エ) 本庁事業との調整について

取扱要領3の運用基準において、県事業は「本庁政策との整合性を十分に図り」とされており、事業計画を立案する際には地域経営推進費交付要綱に定める地域経営推進費事業計画書兼事業実績書（以下「事業書」という。）の「本庁各室課との調整状況」の欄に本庁関係室課との調整内容を記載することとされているが、記載がないものや、単に「調整済」としか記載されていないものが412事業のうち163事業あった。

イ 事業の執行状況について

(ア) 事業の進捗管理について

各広域振興局とも対象事業の進捗状況について定期的に確認を行っていた。一方で、事業数が多いこともあり、各年度とも不用額等が生じていたほか、令和2年度において

は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止、縮小等に伴い総事業費が減少していた。

(イ) 業務委託の契約方法について

業務委託契約のうち、全体の87.1% (311件) が100万円未満の少額の契約であり、特命随意契約や1者見積によるものなど競争性のない契約の割合が高くなっていった。なお、これらの契約の中には、定期監査において特命随意契約の要件に該当しないとして指摘したものがあつた。

(ウ) 委託料の積算について

委託料の積算に当たり、特命随意契約の相手方の参考見積書の金額について、一般管理費などを積算資料等によることなくそのまま使用していたり、市場価格と比較を行うなど金額の検証を行わないまま積算額としていたりなど、積算に用いた金額が適正かどうかの検証が行われていない事例があつた。

ウ 事業目標の達成状況、事業結果の評価について

(ア) 事業目標の達成状況について

各事業に設定された指標について、達成度が80%以上のものは全体の59.8% (332指標) を占めていた。一方、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等により、達成度が80%以上のものは、45.1%と低下していた。

(イ) 事業成果の評価について

地域経営推進費事業評価実施要領（以下「評価実施要領」という。）において、事業実施主体が事業完了時に事業書に事業実績等を記載して評価することが定められており、地域経営推進費事業書作成マニュアル（以下「マニュアル」という。）において、事業の評価は成果指標を設定して行うとされているが、指標の設定がないものや、指標は設定されているものの実績の記載がないものが412事業のうち51事業あつた。

(ウ) 成果指標の設定について

マニュアルにおいて、指標は「事業実施により事業の対象にもたらされる変化・影響を端的に表す」成果指標を設定するとされているが、研修会の開催回数など事業活動そのものの内容を示す活動指標となっていたものが412事業のうち77事業あつた。

また、成果指標を設定しているものにあつても、単に地域振興プランに合わせているため、事業目的の達成度を的確に表した指標となっていないものや、現状と比較して明らかに目標値が過小と考えられるものなど、事業成果を適切に評価し得る指標とは言い難いものがみられた。

(エ) 評価の実施状況について

事業目的や実施期間の異なる複数の細事業を1事業として実施し評価しているものがあつたが、評価結果は一部の細事業の結果によるものとなっており、1つの事業としての評価が難しいものがみられた。

また、成果指標を設定していないため評価が行われていないものや、達成度が低いにもかかわらず検証が行われていないものなど、次年度以降の施策への反映が難しいものがみられた。

(オ) 評価結果の公表について

評価実施要領では、事業評価結果の圏域懇談会等への報告及びホームページ等での公表を求めており、全ての広域振興局においてホームページで公表していたが、圏域懇談会等への報告は一つの広域振興局で行われていなかった。

エ 予算執行や会計上の事務処理について

(ア) 予算執行について

定期的に執行状況を確認するなど、概ね適切に執行されていたほか、会計処理も概ね適切に行われていた。

(イ) 契約事務について

特命随意契約で実施した委託業務について、業務の主たる部分が再委託され、特命随意契約の要件に該当しないと定期監査において指摘したものがあつた。

また、広域振興局と市町村、関係団体等が協議会等を組織して事業を実施する場合において、広域振興局が事務局を担っているにも拘らず、当該協議会等に対し特命随意契約により業務を委託している事例があつた。

(ウ) 財産事務について

概ね適切に行われていたが、委託業務で取得した備品を備品台帳に登録しておらず定期監査において指摘したものがあつた。

(2) 個別事業の実施状況

対象事業の実施状況等を調査するために選定した17事業の監査結果について、以下のとおり取りまとめた（事業名の後のカッコ内は事業費である。）。

ア 盛岡広域振興局

(ア) 経営企画部

事業名	令和2年度：(新規) 総合型地域スポーツクラブ基盤強化事業 (1,374千円) 令和元年度：(新規) 盛岡広域文化スポーツ推進事業 (2,702千円) 平成30年度：(新規) 盛岡広域スポーツ振興事業 (2,587千円)
【事業計画について】 毎年度、事業項目の一部を変更しながら新規事業として実施しているが、実質的に継続事業となっていた。 令和元年度まで事業項目に含まれていたスポーツツーリズムの推進について、事業ニーズを踏まえ単独事業として取り組むなど、事業成果を反映した計画見直しがなされていた。 一方、平成30年度から地域スポーツクラブの活性化等に取り組んでいたが、令和元年度に郷土芸能を披露するなどの文化事業と同一事業とした理由が不明確であった。	
【事業評価について】 引き続き取組が必要と評価しているが継続しておらず、事業評価や成果の反映が十分ではなかった。	

(イ) 農政部

事業名	令和2年度：(継続) 盛岡地域スマート農業技術活用推進事業 (1,509千円) 令和元年度：(新規) 盛岡地域スマート農業技術活用推進事業 (1,028千円) 平成30年度：(継続) 園芸等収益力向上推進事業 (2,396千円)
【事業計画について】 実証試験等を行う団体を公募等ではなく任意に選定していた。 事業書の本庁関係室課との調整結果の欄が未記載となっていた。	
【事業評価について】 内容の異なる複数の細事業を1事業として実施し評価していたが、指標を細事業ごとに設定していたにもかかわらず、事業全体の評価結果は一部の細事業の結果によるものとなっていた。	

イ 県南広域振興局

(ア) 経営企画部

事業名	令和2年度：(継続) スポーツによる地域連携推進事業 (1,331千円) 令和元年度：(新規) スポーツによる地域連携推進事業 (2,328千円) 平成30年度：(継続) スポーツによる県南地域活性化支援事業 (3,232千円)
【事業実施について】 広域圏で事業の実行委員会を組織し、県、市町のほか協賛企業を募り、地域一体となって運営されていた。	
【事業評価について】 内容の異なる複数の細事業を1事業として実施し評価していたが、指標を細事業ごとに設定していたにもかかわらず、事業全体の評価結果は一部の細事業の結果によるものとなっていた。	

(イ) 農政部

事業名	令和2年度：(継続) いわて県南スマート農業加速化事業 (471千円) 令和元年度：(新規) いわて県南スマート農業加速化事業 (1,188千円) 平成30年度：(継続) ICT・ロボット技術を活用した農業生産革新実証事業 (1,042千円)
【事業計画について】 事業計画の立案に当たっては地域の農業者のニーズを細やかに把握しながら実施していた。 高額な機械や最先端技術の実証・展示を行っていたが、地域の農業者に技術定着を図るとする事業目的に合致していたのか不明確であった。	
【事業実施について】 委託事業が特命随意契約で行われていたが、委託料の積算に当たり費用の検証が行われていなかった。	

ウ 沿岸広域振興局

(ア) 保健福祉環境部

事業名	令和2年度：(新規) 働く世代等の“健活”応援事業 (2,865千円) 令和元年度：(継続) 三陸から発信！健康おもてなし推進事業 (5,251千円) 平成30年度：(新規) 三陸から発信！健康おもてなし推進事業 (1,733千円)
【事業評価について】 健康寿命の延伸を図ることを事業目的としているが、成果指標は健康づくり講座等の参加人数であり、健康寿命の延伸が図られたかは単年度では計りえないことから、設定された指標と事業目的との関連が不明確となっていた。	

(イ) 農林部

事業名	令和2年度：(継続) いわて三陸農村活性化対策事業 (2,060千円) 令和元年度：(継続) いわて三陸農村活性化対策事業 (2,825千円) 平成30年度：(継続) いわて三陸農村活性化対策事業 (5,509千円)
【事業計画について】 釜石、宮古、大船渡の各地域の課題ごとに企画立案した細事業を1事業として括っていたため、事業目的や終期が不明確となっていた。	
【事業実施について】 甲子柿の安定生産に向けた取組は、地域の農家への生産技術の展開が図られていた。	

当初計画していた商品開発を見直すなど、事業の実施過程での検証を適切に実施していた。

【事業評価について】

事業目的や終期が異なる複数の細事業を1事業として実施し評価していたが、指標を細事業ごとに設定していたにもかかわらず、事業全体の評価結果は一部の細事業の結果によるものとなっていた。

(ウ) 水産部

事業名	令和2年度：(新規) いわて三陸水産物魅力発見・創造・発信事業 (1,355千円) 令和元年度：(継続) 三陸農林水産物知名度向上・ブランド構築推進事業 (4,149千円) 平成30年度：(継続) 三陸農林水産物知名度向上・ブランド構築推進事業 (2,101千円)
【事業実施について】 本事業で実施していたイベントの実行委員会の事務局について、地域が主体的かつ機動的に開催できるよう地域の団体に移管していた。 一方、新商品開発等の複数の取組について、実施段階で取り止めとなっており、計画段階での検討や関係者との調整が十分ではなかった。	
【事業評価について】 内容の異なる複数の細事業を1事業として実施し評価していたが、指標を細事業ごとに設定していたにもかかわらず、事業全体の評価結果は一部の細事業の結果によるものとなっていた。	

エ 県北広域振興局

(ア) 経営企画部

事業名	令和2年度：(継続) 北いわて国内誘客促進事業 (1,896千円) 令和元年度：(継続) 北いわて国内誘客促進事業 (2,334千円) 平成30年度：(継続) 北いわて国内誘客促進事業 (5,050千円)
【事業実施について】 ニーズ調査が1つのイベント参加者へのアンケートのみと限定的であり、誘客促進を目的とした事業のニーズ調査としては十分とは言えないものとなっていた。	
【事業評価について】 内容の異なる複数の細事業を1事業として実施し評価していたが、指標を細事業ごとに設定していたにもかかわらず、事業全体の評価結果は一部の細事業の結果によるものとなっていた。	

(イ) 林務部

事業名	令和2年度：(新規) アカマツ販売チャンネルの新規開拓促進事業 (1,810千円) 平成30年度：(新規) 南部アカマツ販路回復対策事業 (138千円)
【事業実施について】 アカマツ材の新たな販路確保を目的としているが、委託事業で制作したサンプル品は単価が高額で商品化に向かないものであり、事業目的との関連が不明確であった。	
【事業評価について】 指標が設定されておらず、事業結果が検証されていなかった。	

第3 監査意見

各広域振興局が平成30年度から令和2年度までに実施した地域経営推進費による事業（県事業）について、経済性、効率性及び有効性の観点に主眼を置いて行った随時監査の結果は上記のとおりであり、これらの結果に対して、次のとおり評価し意見を述べる。

1 全体の評価

対象事業については、概ね適切に実施されているものと認められたが、一部に検討を要する事項がみられた。

については、以下の意見に留意し、引き続き、市町村やNPO、民間団体等との良好な協働関係のもと、広域振興圏における現場主義に立脚した完結性の高い広域行政を推進し、分権型社会の構築と産業の振興による自立した地域を目指し取り組まれない。

2 意見

(1) 事業計画の立案について

ア 取扱要領と実際の運用との相違について

取扱要領の別表1では、一件限度額は、予算の範囲内で局長が定めること、また、継続運用は行わず、局長が特に必要と認める事業については、3箇年を限度に継続運用を認めることと規定しているが、実際の運用は、一件限度額を定めていた広域振興局はなく、また、半数以上が継続事業であり、中には3箇年を超えて継続していた事業もあるなど、取扱要領と実際の運用との間に相違がみられた。

限度額の設定や継続運用の可否は事業を企画立案する際の基本となる定めであることから、事業成果の発現や制度運用上の自由度、財政規律等の観点から検討するとともに、制度運用の周知・徹底に努められたい。

イ 本庁事業等との調整について

取扱要領3の運用基準では本庁政策との整合性を十分に図ること、また、マニュアルでは本庁事業との棲み分けや連携など、本庁関係室課との調整を求めているが、調整が行われていない事業や形式的な確認にとどまっていると認められる事業が4割程度あった。

本庁事業等と重層的に実施される事業もあるものと考えられるが、それぞれの役割分担を明確にして実施する必要があることから、事業執行機関においては、本庁関係室課はもとより、市町村や関係団体等と意思疎通を図り事業を立案するとともに、事業取りまとめ機関においては、事業執行機関における本庁事業等との調整結果等の確認を徹底するよう努められたい。

また、複数の広域振興局で同趣旨の事業が実施されており、効率性や経済性の観点から、広域振興局間での調整のほか、本庁事業での実施も検討されたい。

ウ 事業数と事業規模について

各広域振興局の監査対象期間における年度ごとの平均事業数は、多いところで約49事業、少ないところで約22事業を実施していた。

各広域振興局とも事業取りまとめ機関を中心に、重点方針等を定めて事業立案を行っていたが、事業数の多さが不用額を生じる一因にもなっており、実施しようとする事業が課題の解決に向けて、具体的にどのように寄与するのか、また、適正な事業規模となっているか十分に検討するように努められたい。

また、内容の異なる複数の細事業を1事業として実施している事例が散見されたが、事業全体としての評価が難しいものもみられたことから、1事業とすることが適当か事業計画の立案段階で吟味されたい。

(2) 事業執行について

ア 事業の進捗管理について

各広域振興局とも対象事業の進捗状況について定期的に確認を行っていたが、一方では事業数が多いこともあり、各年度とも不用額等が生じていることに加え、一部の事業においては、関係者との事前の調整不足等により、当初計画していた取組を中止していた事例もみられたことから、事業計画の立案段階はもとより、実施段階においても適切な進捗管理に努められたい。

イ 業務委託の契約方法について

委託事業の執行に当たり、特命随意契約を行っている事例が多数みられるが、特命随意契約はあくまで例外的な契約方法であり、事業執行の透明性や経済性の観点から、契約事務の執行に当たっては、特命随意契約の理由に合致しているか十分に検討するよう努められたい。

また、委託料の積算に当たり、特命随意契約の相手方の参考見積書の金額をそのまま積算額としていたもの等がみられたことから、契約事務の執行に当たっては、参考見積書の金額が適正か検証するよう努められたい。

ウ 関係機関等で構成する団体への随意契約について

広域振興局と市町村、関係団体等が協議会等を組織して事業を実施する場合において、広域振興局が事務局を担っているにも拘らず、当該協議会等に対し特命随意契約により業務を委託している事例がみられたが、事業執行の透明性や経済性の観点から適当とは言えないことから、事業の執行体制のあり方を検証するよう努められたい。

(3) 事業目標の達成状況、事業結果の評価について

ア 成果指標の設定について

目標値の達成度は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等により低下したが、対象事業の約半数の指標で80%以上の達成度となっていた。

一方、評価実施要領及びマニュアルでは、適切な指標の設定を求めているが、事業書の記載からは多くの指標が活動指標となっており、成果指標を設定しているものにあっても、単に地域振興プランで設定する目標と同一にするなど事業目的との整合性が不明確なものや、現状と比較して明らかに目標値が過小と考えられるものもみられた。

このことから、事業目的や事業規模に応じて事業の成果を適切に把握できる指標（マニュアルに定める「事業実施により事業対象にもたらされる変化・影響を端的に表す指標」）の設定の徹底のほか、事業担当者が適切な成果指標の設定や評価を行うことができるよう人材育成の取組に努められたい。

イ 事業書への目標値及び実績値の記載について

評価実施要領では、事業完了時に事業書に事業実績等を記載すること、また、マニュアルでは、目標値と実績値を記載することが定められているが、目標値そのものが設定されていない事業書があるとともに、作成時点で実績値が把握できていないものも含め、実績値が未記載の事業書も散見された。

目標値及び実績値は、事業成果を客観的に把握するとともに、施策の方向性や事業内容の改善等に重要であることから、確実な記載及び記載内容の確認の徹底に努められたい。

ウ 事業評価結果の公表等

評価実施要領では、事業評価結果の圏域懇談会等への報告及びホームページ等での公表を求めており、全ての広域振興局においてホームページで公表していたが、圏域懇談会等への報告は一つの広域振興局で行われていなかった。

県民に対する説明責任を果たし、県政への理解と参画を促進する上でも、適切な事業評価と結果の公表等は重要であることから、今後も分かりやすい説明等に工夫を凝らし、積極的な公表等に努められたい。

3 結び

地域経営推進費による事業は、分権型社会の構築と産業の振興による地域の自立を促進するため、広域振興局がそれぞれの広域振興圏において、現場主義に立脚した完結性の高い広域行政の推進と「いわて県民計画（2019～2028）」等に基づく地域の特色を生かした各種施策等の推進のために重要な事業である。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の地域経済社会への影響に対しても、機動的かつ柔軟に対応できる当該事業への期待は大きいものと思料される。

一方、令和2年度決算における県財政をみると、歳入においては企業収益の減などに伴い県税収入が前年度を下回り、歳出においては高い水準で推移する県債の償還や社会保障関連経費の増加など、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想される。

今後、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、本庁施策との整合性を図り、市町村や関係団体等との役割分担と連携の下に事業展開するとともに、有効性はもとより、経済性及び効率性の観点にも留意した客観的な事業成果の評価を行い、地域課題の解決に向けた事業執行に努められたい。

(3) その他の随時監査

令和3年度は、その他の随時監査は実施しなかった。

3 財政的援助団体等監査の結果

(1) 指摘の内容

監査の結果はおおむね良好と認められる。なお、留意改善を要する事項（指摘）は次のとおり。

監査項目	指摘項目	内容	指摘事項	監査対象機関	区分
行政事務の執行	執行管理体制の不相当	ふれあいランド岩手の指定管理に係る業務委託契約に定められた法令に基づく設備点検を行っていないもの	委託契約に定められている法令に基づく建築設備及び防火設備の点検を行っていないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会	指摘

(2) 監査台帳（抜粋）

監査対象機関	出資（出捐）			指定管理者	本監査年月日	担当監査委員		県報		監査対象年度	摘要
	補助	貸付	損失補償費			掲載年月日	番号				
第一商事株式会社・学校法人龍澤学園・株式会社アイ・ビー・シー・開発センター・株式会社総合企画新和グループ				◎	令和3年11月9日	岩 淵 誠	寺 沢 剛	令和3年12月7日	40	令和2年度	文化スポーツ部
公立大学法人岩手県立大学	◎	○			令和3年11月9日	岩 淵 誠	寺 沢 剛	令和3年12月7日	40	令和2年度	ふるさと振興部
公益財団法人岩手県消防協会				◎	令和4年2月9日	佐々木 茂光	沼田 由子	令和4年3月4日	13	令和2年度	復興防災部
公益財団法人岩手県国際交流協会	◎	○			令和4年2月9日	岩 淵 誠	寺 沢 剛	令和4年3月4日	13	令和2年度	ふるさと振興部
三陸鉄道株式会社	◎	○			令和3年12月10日	岩 淵 誠	寺 沢 剛	令和4年1月11日	5	令和2年度	ふるさと振興部
I G Rいわて銀河鉄道株式会社	◎	○			令和4年2月8日	岩 淵 誠	寺 沢 剛	令和4年3月4日	13	令和2年度	ふるさと振興部
セントラルスポーツ株式会社・株式会社盛岡総合ビルメンテナンスグループ				◎	令和4年2月8日	岩 淵 誠	寺 沢 剛	令和4年3月4日	13	令和2年度	文化スポーツ部
岩手県民生委員児童委員協議会		◎			令和4年2月8日	佐々木 茂光	沼田 由子	令和4年3月4日	13	令和2年度	保健福祉部
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会		◎		○	令和4年2月8日	佐々木 茂光	沼田 由子	令和4年3月4日	13	令和2年度	保健福祉部
公益財団法人いわてリハビリテーションセンター	◎			○	令和4年2月8日	岩 淵 誠	寺 沢 剛	令和4年3月4日	13	令和2年度	保健福祉部
公益財団法人いきいき岩手支援財団	◎	○			令和3年11月9日	岩 淵 誠	寺 沢 剛	令和3年12月7日	40	令和2年度	保健福祉部
学校法人岩手医科大学		◎			令和4年2月9日	佐々木 茂光	沼田 由子	令和4年3月4日	13	令和2年度	保健福祉部 医療局
岩手県オイルターミナル株式会社	◎				令和4年1月21日	岩 淵 誠	寺 沢 剛	令和4年2月8日	8	令和2年度	商工労働観光部
公益財団法人いわて産業振興センター	◎	○			令和3年11月9日	佐々木 茂光	沼田 由子	令和3年12月7日	40	令和2年度	商工労働観光部
公益社団法人岩手県トラック協会		◎			令和4年2月8日	佐々木 茂光	沼田 由子	令和4年3月4日	13	令和2年度	商工労働観光部
岩手県産株式会社	◎	○			令和4年2月8日	佐々木 茂光	沼田 由子	令和4年3月4日	13	令和2年度	商工労働観光部
公益社団法人岩手県緑化推進委員会				◎	令和3年11月9日	佐々木 茂光	沼田 由子	令和3年12月7日	40	令和2年度	農林水産部
岩手県空港ターミナルビル株式会社	◎				令和3年11月9日	佐々木 茂光	沼田 由子	令和3年12月7日	40	令和2年度	県土整備部
株式会社図書館流通センター				◎	令和4年2月9日	岩 淵 誠	寺 沢 剛	令和4年3月4日	13	令和2年度	教育委員会 事務局
公益財団法人岩手県文化振興事業団	◎			○	令和4年2月8日	佐々木 茂光	沼田 由子	令和4年3月4日	13	令和2年度	文化スポーツ部 教育委員会 事務局
公益財団法人岩手県体育協会		◎			令和4年2月8日	岩 淵 誠	寺 沢 剛	令和4年3月4日	13	令和2年度	文化スポーツ部
一般社団法人岩手県栽培漁業協会	◎	○			令和4年2月3日	岩 淵 誠	沼田 由子	令和4年3月4日	13	令和2年度	農林水産部
いわて定住・交流促進連絡協議会		◎			令和3年11月9日	岩 淵 誠	寺 沢 剛	令和3年12月7日	40	令和2年度	ふるさと振興部

4 行政監査（特定テーマ）の結果

※令和3年度行政監査結果報告書から

第1 行政監査の概要

1 監査の種類

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査として、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12条）に準拠し実施した。

2 監査のテーマ

県有未利用資産の活用・処分に向けた取組の状況について

3 監査の目的

県有未利用資産の活用・処分の状況については、これまでの行政監査や毎年度の監査において確認しているが、県はいまだ多くの未利用資産を保有している。一方、県では長期的な視点から公共施設等マネジメントを推進するため、「岩手県公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、この計画に基づき関係部局においては、具体的な計画である個別施設計画を令和2年度までに策定したところである。

そこで、県有未利用資産の活用・処分に向けた取組や管理の状況、個別施設計画の策定状況等を確認し、現状及び改善点を明らかにすることにより、県有未利用資産の活用・処分について適切に取り組むことを促し、もって県有財産の機能・役割が十分に果たされることを目的として行政監査を実施した。

4 監査の対象

(1) 対象とした資産

ア 令和3年3月31日現在において、「県有未利用資産等活用・処分方針」（平成23年2月4日総務部策定。令和3年9月29日一部改正。）に基づき未利用資産とされている資産（以下「令和3年3月31日現在の未利用資産」という。）

イ アのほか、平成28年度以降、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づき活用・処分に向けた取組を行った資産

ウ 平成22年度行政監査「遊休財産の有効活用又は処分の方針について」（平成23年岩手県監査委員告示第12号。以下「平成22年度行政監査」という。）における監査対象財産

エ 平成26年度行政監査「未利用財産等の管理運営について」（平成27年岩手県監査委員告示第18号。以下「平成26年度行政監査」という。）における監査対象財産

(2) 監査実施期間

令和3年7月～令和4年1月

(3) 監査対象部局等

上記（1）に該当する財産を所管する下表の全ての部局等とした。

総務部	農林水産部
復興防災部	県土整備部
ふるさと振興部	議会事務局
文化スポーツ部	教育委員会事務局
環境生活部	警察本部
保健福祉部	医療局
商工労働観光部	企業局

5 監査の着眼点

- (1) 未利用資産に係る活用・処分にに向けた具体的な取組が行われているか。
- (2) 未利用資産の管理が適切に行われているか。
- (3) 未利用資産に対する管理費等の支出が多額及び長期に及んでいないか、支出が継続している場合は、解消するための具体的な取組が行われているか。
- (4) 関係部局が策定した公共施設に係る個別施設計画は、所管する施設の現状や将来の活用見通しを適切に踏まえて策定されているか。

6 監査の実施内容

(1) 監査調書による調査

監査対象部局等に監査調書の提出を求め、対象となる未利用資産の有無、管理の状況、活用・処分にに向けた個別の方針及び取組状況、個別施設計画の策定状況等を調査した。

また、上記4(1)のウ及びエについては、令和3年3月31日現在の状況を確認した。

なお、医療局及び企業局が保有する資産については、県有未利用資産等活用・処分方針の対象となっていないため、上記4(1)のウ及びエのみを確認した。

(2) 実地調査

未利用資産のうち下表について、実地調査を実施した。

区分	資産名称
土地	花巻北高等学校教職員住宅跡地
建物	軽米高校寄宿舎、一戸高校寄宿舎
土地及び建物	千厩土木センター合同公舎、遠野土木センター合同公舎、旧東和高校、旧岩谷堂高校、旧久慈水産高校、旧久慈高等学校山形校、旧遠野高校情報ビジネス校、一戸高校奥中山実習場、前沢高校校長住宅、久慈職業能力開発センター

(3) 予備監査

監査対象部局等のうち、総務部(管財課。以下同じ。)及び教育委員会事務局(教育企画室。以下同じ。)に対して予備監査を実施し、監査調書に記載された未利用資産の活用・処分にに向けた取組状況等について聴取した。

(4) 本監査

監査対象部局等のうち、総務部及び教育委員会事務局に対して予備監査の内容等に基づき本監査を実施し、質疑、意見交換を行った。

第2 監査の結果

1 活用・処分にに向けた具体的取組

(1) 未利用資産の状況

令和3年3月31日現在の未利用資産の状況は表1、表2のとおりであり、5年前の平成28年3月31日現在と比較すると、土地では、件数で12.8%の増、面積では79.8%の減となっていた。建物では、件数で2.6%の減、面積では1.8%の減となっていた。

また、未利用資産に分類されてからの経過年数は表3のとおりであり、10年以下のものが74件と半数以上を占めているが、31年以上経過しているものも6件あった。

さらに、建物について、総合管理計画の施設類型別にみると表4のとおりであり、全体の38件、73,586.31㎡のうち、学校施設が24件、59,190.63㎡と最も多かった。

なお、未利用資産に分類されている職員公舎は16件、10,712.42㎡であるが、監査委員による定期監査では、未利用資産に分類されていないものの、長期間、入居実態がない職員公舎が散見され、財産を直接管理する現地機関と本庁所管部局との実態把握の相違が見られた。

【表1】土地

区分	令和3年3月31日現在		平成28年3月31日現在		増減		増減率	
	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(%)	面積(%)
行政財産	20	344,425.69	28	436,423.98	△8	△91,998.29	△28.6	△21.1
普通財産	86	827,348.88	66	5,372,464.74	20	△4,545,115.86	30.3	△84.6
合計	106	1,171,774.57	94	5,808,888.72	12	△4,637,114.15	12.8	△79.8

【表2】建物

区分	令和3年3月31日現在		平成28年3月31日現在		増減		増減率	
	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(%)	面積(%)
行政財産	8	12,423.03	18	25,959.22	△10	△13,536.19	△55.6	△52.1
普通財産	30	61,163.28	21	48,996.32	9	12,166.96	42.9	24.8
合計	38	73,586.31	39	74,955.54	△1	△1,369.23	△2.6	△1.8

【表3】未利用となつてからの経過年数

未利用年数	件数(件)
～10年	74
11年～20年	53
21年～30年	10
31年～40年	2
41年～50年	3
51年～	1
不明	1
合計	144

【表4】施設類型別の未利用資産の状況

区分	令和3年3月31日現在	
	件数(件)	面積(㎡)
庁舎等	11	10,934.62
うち職員公舎	7	8,485.31
県民利用施設	3	3,461.06
学校施設	24	59,190.63
うち職員公舎	9	2,227.11
合計	38	73,586.31
うち職員公舎	16	10,712.42

(2) 未利用資産の活用・処分に向けた取組状況

「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づき策定された「県有未利用資産等財産別活用・処分計画〔知事部局、教育委員会、県警本部〕（最終更新：令和3年3月31日）」では、対象資産を「県活用資産」、「未利用資産」、「貸付中の資産」の3区分に分類し、全庁的に活用・処分に取り組んでいる。

このうち「未利用資産」については、「売却対象資産（条件整備対象資産）」、「売却対象資産（現状での売却対象資産）」、「台帳管理資産（財産台帳等による管理に留める資産）」、「台帳管理資産（予算措置を伴って処理（解体等、売却見込み無し）する必要のある資産）」の4方針区分に分け、各部局等における当該資産の状況及び活用・処分（貸付、売却）方針を個別に記載しているところである。

総務部に、この進捗確認の実施の有無を確認したところ、毎年度、計画更新の際に確認し、関係部局等で情報を共有しているとの回答があった。

ア 個別未利用資産の活用・処分に向けた取組状況

令和3年3月31日現在の未利用資産144件に、平成28年度以降に処分した未利用資産31件を加えた合計175件を対象として、平成28年度から令和2年度までに実施した方針区分ごとの未利用資産の活用・処分に向けた取組内容を確認したところ、以下のとおりであった。（詳細は表5のとおり）

(ア) 売却対象資産（条件整備対象資産）

売却に向けた検討22件、不動産鑑定14件など取組件数は合計で75件であり、10件が売却に至っていた。

(イ) 売却対象資産（現状での売却対象資産）

売却に向けた検討67件、不動産鑑定31件など取組件数は合計で184件であり、21件が売却に至っていた。

(ウ) 台帳管理資産（財産台帳等による管理に留める資産）

活用・処分に向けた取組を行ったものは処分検討5件、建物解体1件など合計8件であった。

(エ) 台帳管理資産（予算措置を伴って処理（解体等、売却見込み無し）する必要のある資産）

活用・処分に向けた取組を行ったものは処分検討4件、処分交渉3件の合計7件であった。

【表5】未利用資産の活用・処分に向けた取組内容

方針区分	対象未利用資産件数			取組内容と取組件数									処分件数		
	土地	建物		処分検討	処分交渉	競争入札	測量	不動産鑑定	分筆登記	建物解体	その他	合計		土地	建物
(ア)	45	32	13	22	9	13	11	14	3	2	1	75	10	10	0
(イ)	98	79	19	67	11	27	29	31	10	5	4	184	21	20	1
(ウ)	22	22	0	5	0	0	1	0	1	1	0	8	0	0	0
(エ)	10	3	7	4	3	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0
合計	175	136	39	98	23	40	41	45	14	8	5	274	31	30	1

イ 未利用資産の処分に要した経費

平成28年度から令和2年度までに未利用資産の処分に要した経費（測量、不動産鑑定料、登記費用、建物解体費用等）は表6のとおりであり、平成28年度は4,359千円だったのが、令和2年度は37,020千円と大幅に増加していた。

【表6】未利用資産の処分に要した経費

(単位：円)

内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
測量費用	1,234,465	5,610,606	5,169,699	3,409,969	2,065,144
不動産鑑定料	604,584	2,208,769	1,643,760	1,327,980	1,083,500
登記（分筆等）費用	0	403,500	183,600	0	0
建物解体費用	2,519,640	6,131,632	3,846,979	14,150,706	33,871,200
その他	0	0	3,002,508	0	0
合計	4,358,689	14,354,507	13,846,546	18,888,655	37,019,844

ウ 未利用資産の処分状況

平成28年度から令和2年度の処分状況は表7、表8のとおりであり、土地と建物合計で31件、処分額は854,922,085円となっており、平成30年度が件数、処分額とも最大になっていた。

処分に当たっての契約方法は、一般競争入札が23件、随意契約が8件となっており、随意契約のうち1件については、一般競争入札を行ったが落札者がなかったため、買受申込みの先着順で売払いを行ったものである。

処分の相手方は、個人、法人が25件、国、市町村が6件となっていた。

なお、処分した資産のうち、総務部及び教育委員会事務局の予備監査において、令和2年度分及び平成30年度分の処分手続きに係る関係書類を点検した。

【表7】土地の処分状況

年度	件数（件）	土地面積（㎡）	処分額（円）	契約方法別件数（件）		処分の相手方の内訳（件）	
				一般競争入札	随意契約	個人、法人	国、市町村
平成28年度	5	6,520.49	73,906,000	5	0	5	0
平成29年度	1	409.05	7,915,000	0	1	1	0
平成30年度	9	21,731.62	304,015,175	7	2	7	2
令和元年度	7	15,727.42	224,646,700	6	1	6	1
令和2年度	8	3,708.56	244,197,722	5	3	6	2
合計	30	48,097.14	854,680,597	23	7	25	5

※ 建物付きの土地を含む。

【表8】建物の処分状況

年度	件数（件）	処分額（円）	契約方法別件数（件）		処分の相手方の内訳（件）	
			一般競争入札	随意契約	個人、法人	国、市町村
平成29年度	1	241,488	0	1	0	1
合計	1	241,488	0	1	0	1

エ 情報公開等の取組状況

売却可能な資産について、県民に対する情報公開等の取組状況を総務部から確認したところ、処分予定物件等を県公式ホームページにおいて周知しているほか、公売の

実施について新聞広告を掲載しているとの回答があった。

なお、公売は通常年2回実施しており、入札前後の最低年4回はホームページを更新しているとの回答があった。

オ 各部局等の職員への指導状況及び連携状況

未利用資産の活用・処分に関する業務経験の少ない職員に対する指導、助言等の実施の有無について総務部に確認したところ、原則として各部局の財産主管室課の財産管理担当職員が当該部局内の職員に対して指導、助言等を行うことになるが、解決できない問題については、総務部が指導、助言等を行っているとの回答があった。

また、処分件数の多い部局の事例を参考にしたり、入札業務の手引きを作成したりしたほか、物件調書重要事項の記載内容を見直すなど改善を図って取組を進めているとの回答があった。

なお、「県有未利用資産等活用・処分方針」では、未利用資産の有効活用、処分（譲渡または貸付け）については、部局横断的な対応を行うこと、専門的な知識を要すること等から、事務の一元化や財産管理権限の見直しなど必要な措置を検討するとされていることから、その取組状況について総務部に確認したところ、限られた人員の中で財産管理以外の事務も担当していることもあり、可能なところは統一的に事務を進めているとの回答があった。

2 管理の状況、管理費等の支出状況、支出が継続している場合の解消の取組

(1) 現地確認

令和3年3月31日現在の未利用資産144件について、必要な維持管理を実施しているかを把握するため、令和2年度中の現地確認の実施頻度を調査したところ、年に複数回実施しているものは96件、年に1回実施しているものは29件、実施していないものは19件であった。



雑草や樹木が生い茂って
建物を覆っている例



建物（物置）の戸が開いた
ままとなっている例



窓ガラスが割れている例

(2) 除草や樹木の剪定

令和2年度中の除草や樹木の剪定の実施状況は、除草や樹木の剪定を必要とした107件のうち、定期的に除草や樹木の剪定を実施しているものは94件であった。実施していない13件の理由を確認したところ、必要性・緊急性が低いため12件、更地となったため令和2年度においては実施の必要がなかったため1件であった。

また、教育委員会事務局からは、学校の廃校等により入居者がいない教職員公舎については、敷地内をロープ等で立入禁止とするほか、業者委託による機械警備、学校職員による定期的な巡回及び除草を行っているとの回答があった。

(3) 財産管理費等の状況

令和3年3月31日現在の未利用資産について、令和2年度において賃借料や警備委託など何らかの経費を要している資産は31件であり、その総額は表9のとおり、賃借料1,709千円、その他の財産管理費（委託料等）5,162千円であった。

これに加え、当該資産の維持管理に係る職員の人件費を監査委員が試算したところ、令和2年度で3,410千円となっていた。

また、当該資産が未利用になってからの財産管理費等に係る支出累計額は合計105,824千円と試算され、この中には年860千円余の賃借料を15年間払い続けているものや年828千円余の委託料を11年間払い続けているものもあった。

この他、県が第三者に行政財産の使用許可・公有財産の貸付けをする物件については、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）により、当該物件の所在市町村へ固定資産税に相当する額を交付金（県有資産所在市町村交付金）として支払うこととされており、未利用資産に係る令和3年度の当該交付金の交付予定額を総務部に確認したところ、8,928千円であるとの回答があった。

【表9】未利用資産に係る財産管理費等の状況

内容	令和2年度		支出額累計 (試算額)
	件数(件)	支出額(円)	
賃借料	5	1,708,514	25,820,852
その他の財産管理費(委託料等)	26	5,161,725	38,597,891
人件費(試算額)	86	3,409,770	41,405,007
合計		10,280,009	105,823,750

※1 人件費は、令和2年度に職員による維持管理に要したとして監査調査に記載された時間に、県の一般職員の平均給与÷155(月間勤務時間数)、または会計年度任用職員の給料単価÷155を乗じて算出した。

※2 支出額累計は、資産別に、令和2年度支出額に未利用となつてからの経過年数(表3)を乗じて算出した。

(4) 賃借料を解消するための取組状況

賃借料が発生している未利用資産5件(商工労働観光部1件、31,255円/年、教育委員会事務局4件、1,677,259円/年)に着目して、賃借料を解消するための具体的な取組を行っているかを確認した。

商工労働観光部(商工企画室)からは、賃借の相手方との関係もあることから当面は継続となるとの回答があった。

教育委員会事務局からは、教職員公舎用地については、毎年度、入居状況を調査したうえで新規入居の停止等を学校現場と調整し、最終的には公舎を解体処分して更地返還していくこととし、地権者との借地返還の交渉がまとまった段階で速やかに手続

きを進めていくこと、また、廃校となった校舎用地については、地元市町村の活用見込み等を勘案しながら取組を進めていくとの回答があった。

3 個別施設計画の策定状況等

(1) 個別施設計画の概要

公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により財政負担の軽減、平準化を図るなど長期的な視点に立った公共施設等マネジメントの取組を推進するため、県では平成28年3月に総合管理計画を策定するとともに、各施設所管部局では、令和2年度までに総合管理計画に基づく個別施設ごとの長寿命化計画である個別施設計画を策定したところである。

岩手県公共施設個別施設計画策定指針（以下「策定指針」という。）では、個別施設計画策定の対象は、公共施設（「庁舎等」、「県民利用施設」及び「学校施設」）、インフラ施設、公営企業施設となっており、このうち、県営住宅を除く公共施設の個別施設計画は、建物が老朽化し、利用状況が低調な場合などは施設の用途廃止を検討する必要があるとされており、県有未利用資産の活用・処分に向けた取組とも関連する計画となっている。

(2) 策定状況

公共施設（県営住宅を除く）について、策定指針に従い個別施設計画が策定されているかを確認したところ、要件に該当する庁舎等545件、県民利用施設60件、学校施設1,192件のすべての施設で、現状把握、将来の活用見通し、計画の具体性等を内容とする個別施設計画が策定されていた。

(3) 公表状況

個別施設計画の公表状況について確認したところ、個別施設計画が策定されている1,797件の公共施設のうち、526件については県公式ホームページで部局ごとに公表されていたが、教育委員会事務局及び保健福祉部のすべてと県土整備部の一部の1,271件は公表されていなかった。

非公表の理由を該当部局から確認したところ、教育委員会事務局及び保健福祉部からは、今後、施設の建替えや統廃合が予定されており、県民や地元市町村等への影響を配慮したため、県土整備部からは、庁舎や除雪機械格納庫、水防倉庫については、他県の状況や他部局の状況等を参考にしながら検討しているとの回答があった。（なお、他部局では庁舎等に係る個別施設計画についても公表している。）

また、部局ごとの公表のため、県全体の個別施設計画の状況が一覧できるようにはなっていないかった。

(4) 公共施設等総合管理計画への長寿命化対策等の効果額の記載

国では「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項について」（令和3年1月26日付け総務省自治財政局財務調査課長通知）において、令和3年度中に個別施設計画等を反映した総合管理計画の見直しを行うことが重要とし、その見直しにあたっては総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素として、長寿命化対策等の効果額などを盛り込む必要があるとしている。

このことについて総務部から本県の対応状況を確認したところ、現在検討中との回答であった（国の調査では令和3年3月31日現在、47都道府県中18道府県が対策等の効

果額を記載している。)

4 平成 22 年度行政監査及び平成 26 年度行政監査で監査した資産の状況

平成 22 年度行政監査及び平成 26 年度行政監査で監査した資産の令和 3 年 3 月 31 日現在の状況を確認したところ表 10、表 11 のとおりであり、平成 22 年度からは、建物では件数で 41.1%減、面積で 72.1%減、平成 26 年度からは、土地では件数で 17.7%減、面積で 24.4%減、建物では件数で 22.5%減、面積で 33.8%減となっており、この間、活用・処分が進んだことが見受けられた。

【表 10】平成 22 年度行政監査で監査した資産の状況

区分	平成22年4月30日現在		令和3年3月31日現在		減少		減少率	
	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(%)	面積(%)
建物	146	99,086.35	86	27,655.62	△ 60	△ 71,430.73	△ 41.1	△ 72.1
合計	146	99,086.35	86	27,655.62	△ 60	△ 71,430.73	△ 41.1	△ 72.1

※ 平成 22 年度は庁舎、公舎等の建物のみ監査した。

【表 11】平成 26 年度行政監査で監査した資産の状況

区分	平成26年3月31日現在		令和3年3月31日現在		減少		減少率	
	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(件)	面積(m ²)	件数(%)	面積(%)
土地	215	1,293,005.38	177	977,727.01	△ 38	△ 315,278.37	△ 17.7	△ 24.4
建物	227	159,916.21	176	105,858.91	△ 51	△ 54,057.30	△ 22.5	△ 33.8
合計	442	1,452,921.59	353	1,083,585.92	△ 89	△ 369,335.67	△ 20.1	△ 25.4

第 3 監査意見

いまだ多くの未利用資産を保有している中で、県有財産が有効に機能し、その役割を十分に果たすとともに、今後も活用が見込まれないものについては速やかに処分できるよう、未利用資産の実態を正確に把握し、活用・処分について適切に取り組むことは重要である。

このことから、県有未利用資産の活用・処分に向けた取組状況について行った今回の行政監査の結果は上記のとおりであり、これらの結果に対して次のとおり評価し意見を述べる。

1 全体の評価

県有未利用資産の活用・処分に向けた取組の状況については、概ね適切に実施されているものと認められたが、一部に検討を要する事項が見られた。

については、以下の意見に留意し、引き続き、県有未利用資産の活用・処分に向けた取組に努められたい。

2 意見

(1) 活用・処分に向けた具体的取組について

ア 計画に基づく活用・処分について

各部局において、財産を実際に管理する現地機関と情報共有し、「県有未利用資産等財産別活用・処分計画」及び「岩手県公共施設等総合管理計画」の具体的計画である個別施設計画の確実な進捗を図る必要がある。

イ 不要な建物の解体について

各部局において、建物等が残ったままでは土地の活用・処分が困難なことや、管理上の問題（防犯、建物等の老朽化に伴う安全確保、景観の悪化等による周辺への悪影響）の発生が懸念されることに加え、賃借料や財産管理費等の経費が発生していることから、そのような建物を優先して解体していく必要がある。

ウ 管理の一元化について

平成 22 年度行政監査及び平成 26 年度行政監査の結果を踏まえ、一元化できる事務は集約して取り組んでいるところであるが、より効果的、効率的に事務を進めるためには、今後、さらなる管理の一元化を検討する必要がある。

(2) 個別施設計画の策定状況について

ア 個別施設計画の公表について

個別施設計画の公表については、県公式ホームページで個別施設計画を所管する部局ごとに行っているが、部局によって掲載内容に差異があることから、公表する内容の考え方について整合性を図る必要がある。また、より県民に分かりやすい説明となるよう、全ての個別施設計画を一覧できるページを設けるなど工夫が必要である。

イ 総合管理計画への長寿命化対策等の効果額の記載について

国の通知では令和 3 年度中に総合管理計画の見直しを行うとともに、見直しにあたっての必須事項として長寿命化対策による効果額等を盛り込むこととされているが、監査実施時点において本県では検討中としていることから、本県においても記載することが必要である。

(3) 未利用資産の把握について

現状では未利用資産に分類されていないものの、長期間入居実態がない公舎等の存在を監査委員が行った定期監査において確認していることから、各部局は現地機関と連携し、未利用資産の的確な把握に努める必要がある。

【参考資料】

- 1 県有未利用資産等活用・処分方針
- 2 県有未利用資産等財産別活用・処分計画 [知事部局、教育委員会、県警本部]

県有未利用資産等活用・処分方針

(平成 23 年 2 月 4 日策定)
(令和 3 年 9 月 29 日一部改正)

県の所有する財産において、公共施設の配置の見直し、行政組織及び県立学校の再編等に伴い、現在未利用或いは今後用途廃止が見込まれる土地・建物が増加傾向にある。

また、長期間に亘って他の地方公共団体等に対して貸付けしている土地等も相当数に上っていることから、これらについて、実態を把握するとともに、今後の活用策、不用資産としての処分等の検討が求められている。

さらに、県の厳しい財政状況のもと、行財政運営の徹底した見直しが必要とされ、この中で、未利用となっている土地や建物等の売却等を推進し、歳入を確保することが強く求められている。

一方で、未利用資産によっては、土地の形状等各種条件が整わないことから、多くの財産の売却が停滞している状況にある。

このため、県有財産のうち、有効に活用されていない、県が直接利用していない又は利用が見込まれないと判断される資産（以下「未利用資産等」という。）について、あらためて、実態を正確に把握・整理し、資産の有効活用（再利用）及び県の利用が見込まれない資産の売却等の処分を促進する。

なお、これらの具体的な取扱いについては、以下に掲げるとおりとする。

I 県による有効活用（再利用）

未利用資産等のうち、県が公用又は公共用として利用することが適当と認められる資産については、全庁的に情報を共有しながら有効活用を図ることとする。

特に、財産の当初の目的を終えたものについても、その効率的活用等の観点から、他の用途への転用、整備予定の公共施設用地としての活用、今後見込まれる公共事業等における活用等、可能な限りの有効活用を図る。

II 県が利用する予定のない資産の処分

未利用資産等のうち、県が利用する予定のない資産（以下「未利用資産」という。）については、地域振興の観点から地元市町村による活用を推進、又は、県の財源確保の観点から民間等への売却等の処分を積極的に推進する。

1 地元市町村による活用

未利用資産について、地元市町村に対し、地域振興に有効活用されるよう、情報提供や働きかけを行う。

地元市町村において、未利用資産を地域振興に活用しようとする場合は、当該市町村への譲渡又は県の借受財産との交換を優先して行う。

2 資産の売却

未利用資産は、原則、売却処分の対象とし、財産の状況に応じ、以下のとおり区分して売却を進める。

(1) 条件整備を行ったうえで売却

県において、必要な条件整備を行い、優良な物件として、積極的に売却処分を行う。

なお、老朽化又は劣化が著しい建物等については、保安上の危険や衛生上有害となるおそれがある場合、景観を著しく損ねている場合、その他周辺の生活環境の保全を図る観点から必要と判断される場合は、売却に当たっての条件整備として建物の解体撤去を検討するものとする。

ア 対象資産

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。

(ア) 売却に必要な諸条件を整備することによって売却資産としての価値が高まる場合で、売却費用（条件整備費を含む）を考慮しても、県にとって経済的に優良な価格で、かつ、高い確率で売却が見込まれるもの。

(イ) 街なか、学校や公共施設に近接する物件等で、周辺的环境、景観、保安・防犯上の観点から、早期売却又は整地等を行う必要があると判断されるもの。

イ 売却方法

原則として、民間への売却を前提とし、一般競争入札（公募、企画提案等含む）による。

(2) 現状での売却

ア 対象資産

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。

(ア) 既に売却に必要な諸条件が整備され、新たな条件整備を行うことなく、優良物件として売却可能なもの。

(イ) 売却に係る諸条件を整備したとしても、売却益を確保することが難しいもの。

(ウ) 現状での売却が他の方法による売却に比べ優位であるもの。

イ 売却方法

原則、一般競争入札（公募、企画提案等含む）による。

ただし、当該資産に係る特別な縁故等の特別な事情が認められる場合は、随意契約によることを妨げない。

3 台帳管理資産

未利用資産のうち、所在位置や資産の形状等の条件が悪く売却等の可能性が極めて低い資産で、売却等への取組み効果が見込めないと判断されるものについては、必要最小限の管理を行いながら、財産台帳等による管理に留める。

Ⅲ 貸付中の資産の取扱い

貸付中の資産については、貸付内容及び貸付先の財務状況等について検証し、適宜見直しを行い、原則として、貸付先に対して売却等の処分を進める。

1 市町村への譲渡（買取勧奨、交換含む）

貸付先市町村へ買取勧奨を行い、譲渡又は県が必要としている市町村有地（現に借用している土地、新たに必要となる土地等）との交換を進める。

(1) 対象資産

市町村に公用又は公共の用に供することを目的として貸付けしている資産で、今後、他の用途への転用等が困難なもの等。

(2) 処理方法

譲渡する場合は、時価での有償譲渡とし、交換の場合は等価交換とする。

なお、貸付けの経緯等において特別な事情がある場合は、譲与又は減額譲渡することを考慮する。

また、譲渡等までの間は、貸付け等を継続して行うこととするが、貸付料の減免措置を行っている場合は、その内容を精査のうえ、必要に応じて見直しを図る。

2 貸付先への譲渡（買取勧奨）

貸付先への買取勧奨を行い、譲渡を進める。

(1) 対象資産

国、市町村、団体等に貸付けしている資産で、上記1以外のもの。

(2) 処理方法

譲渡は時価での有償譲渡とする。

なお、貸付けの経緯等において特別な事情がある場合は、譲与又は減額譲渡することを考慮する。

また、譲渡等までの間は、貸付け等を継続して行うこととするが、貸付料の減免措置を行っている場合は、その内容を精査のうえ、必要に応じて見直しを図る。

3 貸付けを継続する資産等

県の業務との関わりや財産の用途により、貸付けを継続する必要があるものについては、当面、貸付けを継続する。ただし、県の業務との関わり、借受者の組織形態や事業内容等に変更が生じた場合は、貸付けの妥当性について見直しを行い、必要に応じて買取勧奨等を行う。

※対象：県の業務を担うもの、県の事務事業と密接不可分なもの等

IV 財産個別の活用・処分計画

県が所有する未利用資産等について、財産個別の状況を把握し、活用・処分計画を別途作成して計画的に処分を進める。

なお、当該計画は、財産の状況等に応じて、必要の都度、見直しを行う。

V 条件の整備

未利用資産等の活用・処分をより一層促進するため、次に掲げる条件整備に取り組む。

1 情報の共有、利用

未利用資産等に係る情報について、データベース化を図るなど、各部局が必要に応じて情報を把握できるよう、情報の共有化を進める。

2 情報収集、職員の能力向上

不動産市場の動向等を把握するため、民間の専門家（不動産鑑定士、不動産業者、開発業者及び融資機関等）からの情報収集及び意見交換を行うとともに、職員の能力向上のための研修等を実施する。

3 維持管理

県は、財産の保全及び事故防止等、財産の所有者として必要な維持管理を行うとともに、周辺地域の街づくり、生活環境、景観、防犯等において、悪影響を及ぼすことのないよう、当該資産や周囲の状況に応じた適切な対応（措置）を行う。

4 予算措置の必要性

未利用資産を売却するためには、財産の状況によって、財産の確定（土地境界等権利の確認、測量）、売却額算定（不動産鑑定料）、売却物件としての条件整備（土地分筆、建物解体等の費用）等が必要であり、実施に当たっては多額の経費が見込まれることから、予算の確保が必要である。

特に、未利用資産の売却は買い手側の需要に大きく影響され、売却時期や方法等について、状況に応じた対応が必要となる。

これらを踏まえ、計画的な売却を推進するとともに、売却の時期を失しないよう弾力的な執行を可能とするため、所要額の一元的な予算措置及び管理が必要である。

5 組織体制・事務の一元化

未利用資産等の有効活用、処分（譲渡または貸付け）については、共通した認識のもとに対応することが必要なこと、部局横断的な対応を伴うこと及び専門的な知識を要すること等から、これらに係る事務については、事務の一元化、財産管理権限の見直し等、必要な措置を検討する。

[定義]

◇ 県有未利用資産等

県有未利用資産等とは、県が所有する以下に掲げる財産をいう。

① 行政財産のうち以下に掲げる財産

- ・ 財産の全部又は一部（独立して管理可能な部分に限る）について、県自らが利用していない財産で、今後、県が利用する見込みが無いもの。

※ 県以外の者に利用させている資産（貸付中の資産等）を含む。

※ 現に県が利用している建物であって、その一部（空室等）を使用許可している場合は含まない。

※ 県が利用しない期間が一時的な場合は除く。

- ・ 県が利用している財産であるが、本来の用途に供されていないもの又は有効に利用されていない（低位利用）と判断されるもの。

② 全ての普通財産（県が本来の目的に沿って活用している財産を除く。）

◇ 県活用資産

県有未利用資産等のうち、現在、県が活用している資産で以下に掲げる事由に該当する資産で、活用方法等の見直しが必要なもの。

① 本来の用途に供されていない資産

② 今後、県による活用が予定されている又は見込まれる資産（再利用）

③ 今後、用途廃止が見込まれる資産

④ 有効に利用されていない（低位利用）と判断される資産

※ 該当しないもの：未利用資産等から除外

◇ 未利用資産

県有未利用資産等のうち、現在、県において利用されておらず、かつ、県以外の者への貸付けも行っていない資産

◇ 貸付け中の資産

県有未利用資産等のうち、現在、県以外の者に貸付け等を行っている資産

県有未利用資産等財産別活用・処分計画

〔知事部局、教育委員会、県警本部〕

〔本計画の根拠〕

「県有未利用資産等活用・処分方針」の「IV 財産個別の活用・処分計画」で定める財産個別の活用・処分計画で、当該方針に基づき県有未利用資産等を分類し、それぞれの処分計画を作成したものの。

〔作成期日〕

平成 23 年 2 月 1 日（以降、必要の都度見直し等を行う）

平成 25 年 3 月 1 日（第 1 回見直し）

平成 26 年 3 月 31 日（第 2 回見直し）

平成 27 年 3 月 31 日（第 1 回更新）

平成 28 年 3 月 31 日（第 2 回更新）

平成 29 年 3 月 31 日（第 3 回更新）

平成 30 年 3 月 31 日（第 4 回更新）

平成 31 年 3 月 31 日（第 5 回更新）

令和 2 年 3 月 31 日（第 6 回更新）

令和 3 年 3 月 31 日（第 7 回更新）

〔対象資産〕

1 行政財産のうち以下に掲げる財産

(1) 財産の全部又は一部（独立して管理可能な部分に限る）について、県自らが利用していない財産で、今後、県が利用する見込みが無いもの。

※ 県以外の者に利用させている資産（貸付中の資産等）を含む。

※ 現に県が利用している建物であって、その一部（空室等）を使用許可している場合は含まない。

※ 県が利用しない期間が一時的な場合は除く。

(2) 県が利用している財産であるが、本来の用途に供されていないもの又は有効に利用されていない（低位利用）と判断されるもの。

2 全ての普通財産

〔資産の区分〕

1 県活用資産

県有未利用資産等のうち、現在、県が活用している資産で以下に掲げる事由に該当する資産で、活用方法等の見直しが必要なもの。

(1) 本来の用途に供されていない資産

(2) 今後、県により活用が予定されている又は見込まれる資産（再利用）

(3) 今後、用途廃止が見込まれる資産

(4) 有効に利用されていない（低位利用）と判断される資産

〔参考〕本来目的に沿って利用されている資産

2 未利用資産

県有未利用資産等のうち、現在、県において利用されておらず、かつ、県以外の者への貸付けも行っていない資産

- (1) 売却対象資産【条件整備対象資産】
- (2) 売却対象資産【現状での売却対象資産】
- (3)-1 台帳管理資産（財産台帳等による管理に留める資産）
- (3)-2 台帳管理資産（予算措置を伴って処理（解体等、売却見込み無し）する必要のある資産）

3 貸付中の資産

県有未利用資産等のうち、現在、県以外の者に貸付け等を行っている資産

- (1) 市町村への譲渡（買取勧奨、交換含む）対象資産
- (2) 貸付先への譲渡（買取勧奨）対象資産
- (3) 貸付けを継続する資産
- (4) 貸付け見直し対象資産

令和3年度未利用資産等財産別活用・処分計画総括表（抜粋）

	行政財産						普通財産						計			
	土地		建物		全体 件数	延床面積(m ²)	土地		建物		全体 件数	延床面積(m ²)	土地		全体 件数	延床面積(m ²)
	件数	面積(m ²)	件数	延床面積(m ²)			件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)			件数	面積(m ²)		
	25	355,771.16	12	16,772.20	85	811,493.25	82	51,336.88	110	1,167,264.41	38	68,109.08				
R2.3.31																
R3.3.31	22	344,425.69	8	12,423.03	89	827,348.88	86	61,163.28	111	1,171,774.57	38	73,586.31				
増 減	△ 3	△ 11,345.47	△ 4	△ 4,349.17	4	15,855.63	4	9,826.40	1	4,510.16	0	5,477.23				
(1) 売却対象資産【条件整 備対象資産】	3	5,074.45	2	334.55	21	195,471.71	21	31,202.27	24	200,546.16	16	31,536.82				
R2.3.31																
R3.3.31	2	4,379.17	1	288.40	21	193,743.89	21	32,177.40	23	198,123.06	14	32,465.80				
増 減	△ 1	△ 695.28	△ 1	△ 46.15	0	△ 1,727.82	0	975.13	△ 1	△ 2,423.10	△ 2	928.98				
(2) 売却対象資産【現状で の売却対象資産】	8	232,002.80	6	10,395.76	42	352,210.82	42	13,601.08	50	584,213.62	15	23,996.84				
R2.3.31																
R3.3.31	7	231,573.52	5	10,194.84	46	361,171.73	46	18,350.26	53	592,745.25	17	28,545.10				
増 減	△ 1	△ 429.28	△ 1	△ 200.92	4	8,960.91	4	4,749.18	3	8,531.63	2	4,548.26				
(3)-1 台帳管理資産(財産台 帳等による管理に留め る資産)	10	107,186.91	0	0.00	18	237,875.73	18	0.00	28	345,062.64	0	0.00				
R2.3.31																
R3.3.31	10	107,186.91	0	0.00	17	236,277.36	17	0.00	27	343,464.27	0	0.00				
増 減	0	0.00	0	0.00	△ 1	△ 1,598.37	△ 1	0.00	△ 1	△ 1,598.37	0	0.00				
(3)-2 台帳管理資産(予算措 置を伴って処理(解体 等、売却見込み無し)す る必要のある資産)	4	11,507.00	4	6,041.89	4	25,934.99	1	6,533.53	8	37,441.99	7	12,575.42				
R2.3.31																
R3.3.31	3	1,286.09	2	1,939.79	5	36,155.90	2	10,635.62	8	37,441.99	7	12,575.41				
増 減	△ 1	△ 10,220.91	△ 2	△ 4,102.10	1	10,220.91	1	4,102.09	0	0.00	0	△ 0.01				

(3) 収入未済等について
 令和2年度一般会計における収入未済額は259億720万円余で、県税（個人県民税を除く）の徴収猶予額が6億7,955万円余増えたことなどにより前年度に比べて9億1,697万円余（3.7%）増加した。県境不法投棄現場飛散再生求償金233億1,888万円余を除いた額は25億8,822万円余となり、前年度に比べて5億6,583万円余（28.0%）増加している。
 一方、特別会計における収入未済額は20億1,967万円余で、前年度に比べて2,630万円余（1.3%）減少している。
 収入未済額の縮減については、一部に取組の成果が認められるものの、債権の種類や担当部署によって取組に強弱も見受けられ、収入未済額は今なお多額な状況にあるため、負担の公平性・公正性を堅持する観点から、新たな収入未済の発生防止と既存の債権管理マニユアル等をその運用実態や有効性を定期的に検証しつつ見直すことにより、担当部署として不十分な対応を明示し、より実態に即した対策を講ずることが重要である。併せて、債務者の財産状況等の定期的な把握を徹底し、事案によっては債権保全策の強化や従事する職員の重点的な配置など、事案に応じた適切な債権管理を組織的に取り組みたい。
 なお、未収債権については、徴収及び管理コストを削減するとともに、資産としての価値の適正評価に基づいて効率的かつ確実な回収を検討する必要がある。

(4) 職員の資質向上について
 指節事項が生じる背景としては、内部管理体制上の問題のほか、全体の事務量が増加する中、一部に財務関係法規等について十分な理解がないままに前例を踏襲し事務を進めている現状がある。このことから相談機能等を強化するほか、これまでも経理事務や補助金委託事務に関するマニユアル等の整備化、行政経営プランに基づく実践的な課題解決能力の向上に向けた研修体系の構築等が実施されているところであり、優れた取組や不適切事例に係る再発防止策等について全庁での共有をさらに強化し、これらの取組を継続していくことが重要と考える。
 事務事業の円滑な執行を図り、県民の負託に的確に応える事務品質を確保するため、専門的知識と経験を有する職員を育成し、経験の少ない職員等に対して実務等に対して実務等に対する意欲や意欲を高め、職員全体の一層の資質向上に努めたい。

※意見書提出年月日 令和3年9月10日

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>令和2年度の岩手県立病院等事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。 なお、財務事務については、一部に留意改善を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況 令和2年度の総収支の状況は、事業収益1,145億2,800万1,960円に対し事業費用1,120億3,675万9,161円で、純利益24億9,125万1,044円と7期ぶりとなる純利益となった。当年度末の累積欠損金は459億3,772万9,929円となった。 内訳については、医療収益は、診療報酬改定等及び高額薬剤使用の増加等により、患者一人当たりの収益が増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響等により入院・外来患者数が減少したことから、22億4,249万円余減少した。医療外収益は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や受入れ病床の確保に係る補助金等の増加により、64億8,737万円余増加した。 医療費用は、材料費、光熱水費等が減少したものの、職員の増員等による給与費や建物設備改修等による減価償却費の増加等により5億5,675万円余増加した。医療外費用は、企業債利息が減少したものの、消費税の引き上げに伴う消費税負担の増加等により3億8,325万円余増加した。 この結果、本業における利益を示す経営相対利益では、26億2,518万円余の利益を計上し、4期連続して経営赤字となった。 こうした状況の中、「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」に基づき、診療報酬改定内容の確かな把握と適切な施設基準の早期算定による収益確保、SPD（院内物流管理システム）データを活用した診療材料等在庫の適正管理、後発医薬品の使用拡大等による経費節減、清浄価値回収業務委託による個人医療費未収金の縮減など、経営改善に取り組んだ。 なお、県立病院では、公的医療機関としての使命を果たすため、医師の確保はもとより、二次保健医療圏を基本とした他の医療機関との機能分担・連携強化や基幹病院を中心とした紹介・逆紹介の推進等による地域医療の構築に取り組んでいる。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○審査意見 新型コロナウイルス感染症の影響による入院制限等や外来患者の自主的な受診抑制等に伴い、入院・外来患者数が大幅に減少する中、純利益や経常利益の黒字を継続するなど、厳しい環境のもとでの経営努力が認められる。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、依然として厳しい状況が続いていることから、今後の事業運営に当たっては、感染症への確に対応しながら、「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」を着実に実行し、引き続き経常利益の確保に努めるとともに、経営を取り巻く環境の変化に迅速に対応し、段階的な累積欠損金の縮減という点からも経営計画に掲げる持続可能な経営基盤の確立に向けて積極的に取り組まれない。 また、医師確保及び職員員の負担軽減による働きやすい職場づくりや診療体制の充実・強化を図り、良質な医療を提供できる環境を整備するとともに、地域医療を支える体制を充実、強化していくことを期す。</p>

※意見書提出年月日 令和3年9月10日

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>令和2年度の岩手県電気事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。 なお、財務事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況 令和2年度の総収支の状況は、事業収益71億815万2,858円に対し、事業費用48億6,561万357円で、純利益22億4,254万2,501円を確保した。 事業収益は、平均風速の低下等により高森高原風力発電所の供給電力量が減少したこと等に伴い、風力発電の電力料収入は概となったものの、出水率の増等により水力発電の電力料収入が増えたことなどから、前年度に比べ5億9,374万円余増加した。 事業費用は、水力発電設備の委託費の減や特別損失の皆減などにより、前年度に比べ4億4,040万円余減少した。 この結果、純利益は前年度比10億3,414万円余増加した。</p> <p>○審査意見 令和2年度は、水力発電における出水率の増等により電力料収入が増加するなど、引き続き経営は良好に推移しているものと認められる。 本事業は黒字が継続しているが、一方で、稀産高原風力発電所の再開発事業等、施設の高経年化に伴う改良・修繕を着実に進める必要があることなどから、中長期的な観点も重視した的確な舵取りが継続して求められる。 このことから、地域経済の発展と県民福祉の向上に努められたい。 通じて、上記方針のアクションプランである「第1期中期経営計画」の取組を着実に実施し、電気事業を取り巻く環境の変化への対応に万全を期されたい。 なお、「クリーエネヘルシー導入支援事業」や、平成30年度から取り組んでいる震災復興及びびふるさと振興を支援するための「いわて復興パワー」の地域貢献活動については、被災地への支援も実施するなど、その効果が認められることから、今後とも地域のニーズを的確に把握して、積極的に取り組まれたい。</p>

※意見書提出年月日 令和3年9月10日

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>令和2年度の岩手県工業用水事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第8条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を随まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿ったお、財務事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況 令和2年度の総収支の状況は、事業収益8億32万7,103円に対し、事業費用7億4,039万1,581円で、純利益5,993万5,522円を確保した。 事業収益は、給水に係る営業収益において、基本使用水量の減により前年度に比べ4,145万円余減少したことなどから、全体では前年度に比べ6,929万円余減少した。 事業費用は、営業費用が給料、手当等、修繕費の減などにより前年度に比べ5,646万円余減少した。財務費用も借入利息の減により319万円余減少した。加えて、事業外費用も経損失の減により509万円余減少したことなどから、全体では前年度に比べ6,475万円余減少した。 この結果、純利益は前年度比454万円余減少した。</p> <p>○審査意見 令和2年度は、事業収益が減少したものの、事業費用も減少したことにより、引き続き利益を確保するなど経営努力が認められる。しかしながら、工業用水道事業を取り巻く経営環境は、基本使用水量が減少している中で、施設の老朽化対策に係る修繕費や改良費の増加に加え、新浄水場の建設の本格化などにより、厳しい状況が続くと見込まれることから、一層の経営の安定化に向けて、施設の改良、修繕、整備を計画的かつ列率的に実施するよう努められたい。 また、今後の経営に当たっては、ユーザ一企業の活動などに支障が生じないよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、企業誘致担当部局との連携を図りながら、新たな需要に的確に対応するなど、契約水量増加に着実に取り組み、引き続き良質な工業用水の安定供給を通じて、地域社会の発展に寄与することを期待する。</p>

※意見書提出年月日 令和3年9月10日

(5) 令和2年度岩手県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

損益計算書

科 目	令和2年度		構成比
	金 額	円	
1 営業	4,212,517,120	44.6	
(1) 市町村負担金	4,124,936,790	43.7	
(2) 熱利用下水道モデル事業収益	45,058,306	0.5	
(3) その他営業収益	42,522,024	0.4	
2 営業	8,449,954,977	94.6	
(1) 管渠築設費	39,424,231	0.4	
(2) ボンプ場費	201,363,414	2.3	
(3) 処理工場費	2,527,671,312	28.3	
(4) 熱利用下水道モデル事業費	14,900,000	0.2	
(5) 総保費	325,429,704	3.6	
(6) 減価償却費	5,341,166,316	59.8	
営業外収失	4,237,437,857		
3 営業外	5,220,369,041	55.3	
(1) 受取利息及び配当金	3,452	0.0	
(2) 他会計補助金	923,281,000	9.8	
(3) 他会計負担金	1,141,000	0.0	
(4) 長期前受金戻入	4,209,092,524	44.6	
(5) 雑収	86,851,065	0.9	
4 営業外費用	424,290,279	4.8	
(1) 企業債利息及び企業債償還諸費	239,548,279	2.7	
(2) 一般会計繰出金	184,742,000	2.1	
営業外利益	4,796,078,762		
経常利益	558,640,905		
5 特別利益	13,708,800	0.1	
6 特別損失	56,151,455	-0.6	
(事業収益合計)	9,446,594,961	100.0	
(事業費用合計)	8,930,396,711	100.0	
(純利益)	516,198,250		
当年度未処分利益剰余金	516,198,250		

(参考) 処理水量の状況

区 分	令和元年度		令和2年度		新前年度増減 対前年増減率
	立方メートル	%	立方メートル	%	
年間総処理水量	65,791,311		72,280,309	9.9	
一日平均処理水量	179,758		198,028	10.2	

貸借対照表

科 目	令和2年度		構成比
	金 額	円	
1 固定資産	83,511,006,225	97.8	
(1) 有形固定資産	83,481,732,508	97.8	
ア 土地	2,249,671,981	2.6	
イ 建物	8,523,312,740	10.0	
ウ 構築物	50,821,310,870	59.5	
エ 機械及び装置	21,690,719,999	25.4	
オ 車両運搬具	5,130,571	0.0	
カ 工具、器具及び備品	42,769,082	0.1	
キ リース資産	8,576,880	0.0	
ク 建設仮勘定	140,240,385	0.2	
(2) 無形固定資産	24,738,757	0.0	
ア 地上権	6,266,755	0.0	
イ ソフトウェア	18,472,002	0.0	
(3) 投資その他の資産	4,534,960	0.0	
ア 出資	4,534,960	0.0	
2 流動資産	1,899,045,957	2.2	
(1) 現金預金	1,491,273,813	1.7	
(2) 未収金	165,797,844	0.2	
(3) 前払金	241,974,300	0.3	
資産合計	85,410,052,182	100.0	
3 固定負債	13,142,798,429	15.4	
(1) 企業債	13,132,791,349	15.4	
(2) リース負債	3,808,080	0.0	
(3) 引当金	6,199,000	0.0	
ア 退職給付引当金	6,199,000	0.0	
4 流動負債	1,599,840,893	1.9	
(1) 企業債	1,024,149,153	1.2	
(2) リース負債	4,569,696	0.0	
(3) 未払金	536,264,767	0.7	
(4) 未払費用	11,217,387	0.0	
(5) 引当金	14,815,000	0.0	
ア 賞与引当金	12,881,000	0.0	
イ 法廷福利費引当金	1,934,000	0.0	
(6) その他流動負債	8,824,890	0.0	
5 繰延収益	59,637,789,325	69.8	
(1) 長期前受金	59,637,789,325	69.8	
負債合計	74,380,428,647	87.1	
6 資本	8,678,472,245	10.2	
7 剰余	2,351,151,290	2.7	
(1) 資本剰余金	1,834,953,040	2.1	
(2) 利益剰余金	516,198,250	0.6	
ア 当年度未処分利益剰余金	516,198,250	0.6	
負債資本合計	11,029,623,535	12.9	
負債資本合計	85,410,052,182	100.0	

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>令和2年度岩手県流域下水道事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>審査に付された決算関係書類は、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営も経営の基本原則に沿って行われているものと認められた。 なお、財務事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況 令和2年度の総収支の状況は、事業収益94億4,659万4,961円に対し、事業費用89億3,039万6,711円で、純利益5億1,619万8,250円を計上した。 事業収益の内訳は、営業収益が流入水量に応じた市町負担金など42億1,251万円余、営業外収益が前期前受金戻入や一般会計からの補助金など52億2,036万円余などとなっている。事業費用の内訳は、営業費用が減価償却費や処理場等における委託料など84億4,995万円余、営業外費用が企業債利息や一般会計繰入金など4億2,429万円余などとなっている。この結果、本業における損益を示す経常損益では5億5,864万円余の利益を計上した。</p> <p>○審査意見 公営企業会計の適用初年度である令和2年度は、事業収益において市町負担金及び一般会計からの補助金を計画どおり確保したほか、事業費用において委託費が契約実績等により抑制されたことなどから純利益を確保するなど、おおむね順調にスタートしたものと認められる。 しかしながら、流域下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少等による流入水量の減少に加え、施設や管渠の老朽化に伴う改築及び修繕に要する費用の増加等により、今後、厳しくなることが見込まれる。 このことから、経営方針や投資計画を定めた「岩手県流域下水道事業経営戦略」等に基づき施設等の改築、更新を計画的、効率的に実施するよう努められたい。 また、公営企業会計への移行を契機として、今後の経営にあたっては、経営や資産等の状況を的確に把握、分析し、関係市町と連携のもと一層の経営の効率化等により経営基盤の強化に努め、流域下水道事業の持続的かつ安定的な運営を通じ、将来にわたって公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを期待する。</p>

※意見書提出年月日 令和3年9月10日

6 定額資金運用基金運用状況審査

(1) 令和2年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要

ア 審査の対象

自治振興基金

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減
基前年度末貸付現在額	7,206,000,000	7,206,000,000	0
当年度の状況			
貸付額	526,100,000	1,550,700,000	△ 1,024,600,000
償還額	1,540,236,288	533,789,254	1,006,447,034
当年度末貸付現在額	4,742,079,939	5,756,216,227	△ 1,014,136,288
当年度末貸付資金残額	2,463,920,061	1,449,783,773	1,014,136,288

岩手競馬再生推進基金

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減
基前年度末貸付現在額	27,750,000,000	27,750,000,000	0
当年度の状況			
貸付額	36,165,116,956	36,165,116,956	0
償還額	36,615,116,956	36,615,116,956	0
当年度末貸付現在額	21,370,743,853	21,820,743,853	△ 450,000,000
当年度末貸付資金残額	6,379,256,147	5,929,256,147	450,000,000

土地開発基金

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減
基前年度末用地貸付現在額	2,200,000,000	2,200,000,000	0
当年度の状況			
用地取得額			0
引渡額			0
償還額			
当年度末用地貸付現在高			
当年度末用地貸付現在高	2,200,000,000	2,200,000,000	

用品調達基金

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減
基金額(a)	50,000,000	50,000,000	
用品購入額(b)	4,315,262,544	4,188,435,044	126,827,500
払出額(c)	4,315,262,544	4,188,435,044	126,827,500
年度末在庫額(b)-(c)(d)			
払出価額(e)	4,315,262,544	4,188,435,044	126,827,500
運用益金(e)-(c)(f)			
運用益率(f)/(c)			
回転数(c)/(a)	86.3回	83.8回	2.5回

美術品取得基金

区分	令和2年度	令和元年度	比較増減
基金額	500,000,000	500,000,000	0
基前年度末美術品現在高	257,883,900	257,883,900	0
当年度の状況			
美術品取得額	5,900,000	0	5,900,000
美術品引渡額			
当年度末美術品現在高	263,783,900	257,883,900	5,900,000
当年度末資金残額	236,216,100	242,116,100	△ 5,900,000

イ 意見書の内容

審査の方法	令和2年度定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施した。
審査の結果及び意見	令和2年度定額資金運用基金の運用状況は、計数は正確であり、基金設置の趣旨に沿い、適正に運用されているものと認められた。

※意見書提出年月日 令和3年9月10日

7 健全化判断比率等審査

(1) 令和2年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要

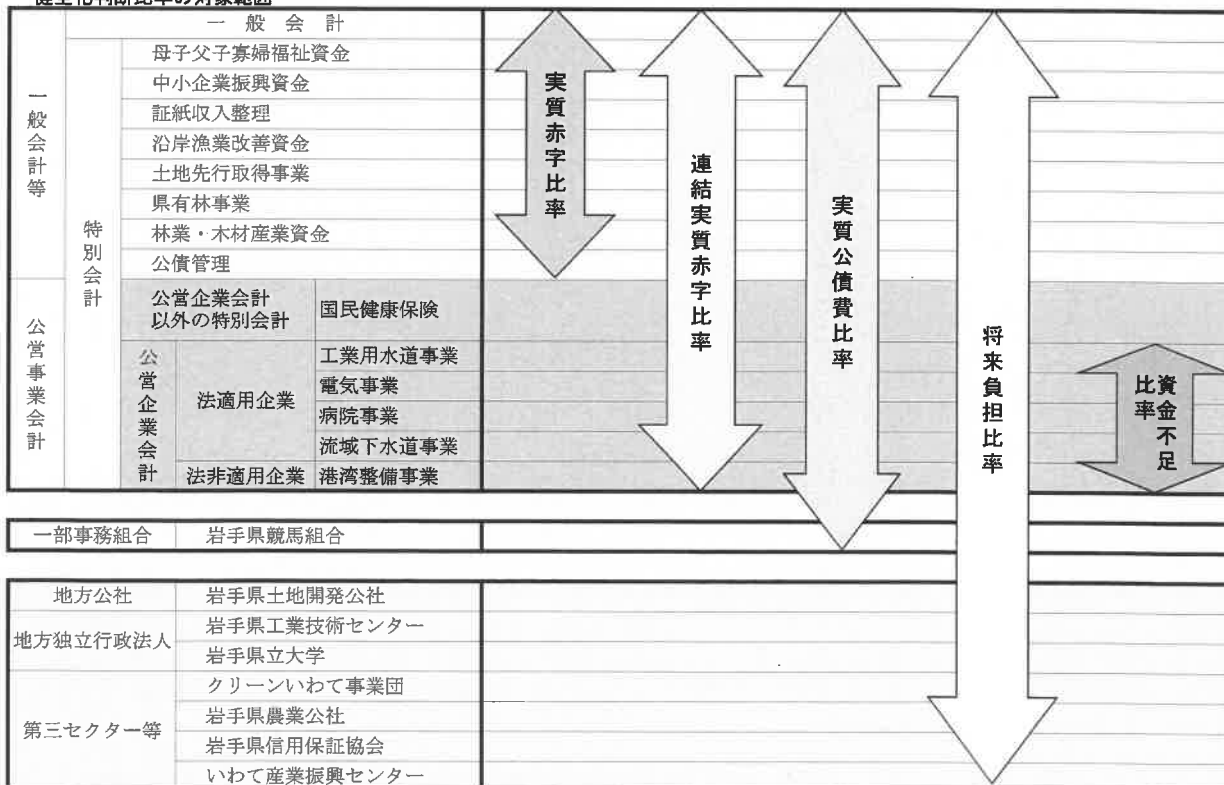
審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。					
審査の結果	1 審査に付された各々の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。					
	健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
	実質赤字比率	— %	— %	— ポイント	3.75%	5.00%
	連結実質赤字比率	—	—	—	8.75%	15.00%
	実質公債費比率	13.7	15.3	△1.6	25.0%	35.0%
	将来負担比率	221.5	221.7	△0.2	400.0%	
※連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置期間の終了により24年度の審査(対象23年度)から15%となっている。						
2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額及び連結実質赤字額がなかったことから算定されなかった。実質公債費比率は13.7%となり、前年度に比べ1.6ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を11.3ポイント下回っている。将来負担比率は221.5%となり、前年度に比べ0.2ポイント減少し、早期健全化基準の400.0%を178.5ポイント下回っている。						

(参考1)

1 財政健全化法の概要	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。 各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなる。
2 財政の早期健全化	健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等に報告する。また、毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表する。
3 財政の再生	健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければならない。 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに総務大臣に報告する。なお、財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表する。 また、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

(参考2)

健全化判断比率の対象範囲



(参考3)

健全化判断比率について

1 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び一般会計等に係る特別会計の実質赤字額 千円 剰余金
24,699,598千円

一般会計等に係る特別会計：

母子父子寡婦福祉資金特別会計	実質赤字額	—	千円
中小企業振興資金特別会計		—	千円
証紙収入整理特別会計		—	千円
沿岸漁業改善資金特別会計		—	千円
土地先行取得事業特別会計		—	千円
県有林事業特別会計		—	千円
林業・木材産業資金特別会計		—	千円
公債管理特別会計		—	千円

○ 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模 393,972,960千円

《算定》

一般会計の剰余金 24,699,598千円⇒実質赤字額なし
一般会計の実質赤字額 千円 + 一般会計等に係る特別会計の実質赤字額 千円

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額} + \text{一般会計等に係る特別会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (①+②+③)}} = \boxed{-}$$

- ① 標準税収入額等 157,324,633千円
- ② 普通交付税額 215,176,031千円
- ③ 臨時財政対策債発行可能額 21,472,296千円

※実質赤字額がないので「-」表示となる
(分子の剰余金を計算すると△6.26%)

2 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①と②の合計額が、③と④の合計額を超える場合の当該超える額
- ① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計の実質赤字額の合計額
 - ② 公営企業に係る特別会計の資金不足額の合計額
 - ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質赤字額の合計額
 - ④ 公営企業に係る特別会計の資金剰余額の合計額

	①実質赤字額・②資金不足額（千円）	③実質黒字額・④資金剰余額（千円）	備 考
一般会計等	—	24,699,598	(13,153,730)
一般会計及び公営企業以外の特別会計	—	4,094,708	(815,871)
病院事業	—	6,292,509	(4,636,792)
電気事業	—	17,130,417	(14,800,820)
工業用水道事業	—	699,078	(609,922)
流域下水道事業	—	956,314	(0)
港湾整備事業	—	1,720,203	(1,120,103)
計	0	55,592,827	(35,137,238)

※ () 内はR元年度決算

○ 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模 393,972,960千円

《算定》

①実質赤字額+②資金不足額 千円 + ③実質黒字額+④資金剰余額 千円

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{①実質赤字額} + \text{②資金不足額} + \text{③実質黒字額} + \text{④資金剰余額}}{\text{標準財政規模}} = \boxed{-}$$

※実質赤字額がないので「-」表示となる
(分子の剰余金を計算すると△14.11%)

3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。(地方財政法)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad (\text{3カ年平均})$$

- 準元利償還金：①～⑤の合計額
 - ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額
 - ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業など
 - ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
対象組合等：岩手県競馬組合
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ⑤ 一時借入金の利子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
- 基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

実質公債費比率の内訳

(単位:千円)

構成要素	令和2年度 A	令和元年度 B	平成30年度 C	平成29年度 D
分子 ①=②+③-④-⑤	41,070,304	43,850,663	49,253,528	56,117,593
② 地方債の元利償還金	98,992,874	103,838,243	111,144,384	119,442,420
③ 準元利償還金	11,048,748	12,046,614	11,622,441	11,951,483
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額	1,318,033	1,118,033	1,018,033	868,033
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金	9,005,833	10,134,622	9,717,701	10,178,527
病院事業	8,058,295	9,032,450	8,457,731	8,482,462
電気事業	0	0	0	0
工業用水道事業	0	12,554	13,034	11,345
流域下水道事業	696,481	740,850	717,071	760,659
港湾整備事業	251,057	348,768	529,865	924,061
(臨海土地造成事業)				
(特定環境保全公共下水道事業)				
(漁業集落排水施設)				
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金				
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	724,741	793,429	886,226	904,456
PFI事業に係るもの				
利便施設及び公共施設を買い取るもの				
国営土地改良事業、(独)線資源機構等の行う事業に対する負担金	724,741	793,429	886,226	904,456
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料				
社会福祉法人の建設資金借入金の償還に対する補助				
その他これらに準ずると認められるもの				
利子補給に係るもの				
一時借入金の利子	141	530	481	467
④ 特定財源(貸付金の元利償還金及び県営住宅使用料)	1,726,762	1,557,456	1,348,802	1,212,564
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	67,244,556	70,476,738	72,164,495	74,063,746
分母 ⑥=⑦-⑧	326,728,404	322,559,510	324,807,711	324,748,098
⑦ 標準財政規模	393,972,960	393,036,248	396,972,206	398,811,844
⑧ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	67,244,556	70,476,738	72,164,495	74,063,746
実質公債費比率 ①/⑥	12.57017%	13.59460%	15.16390%	17.28035%

実質公債費比率 令和2年度の数値(平成30～令和2の平均)	13.7%
----------------------------------	-------

15.3%

H29～R元の平均

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。
この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：①～⑧の合計額
 - ① 一般会計等の年度末地方債現在高
 - ② 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業
 - ④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
対象組合等：岩手県競馬組合
 - ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）
 - ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 - ⑦ 連結実質赤字額
 - ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
対象組合等：岩手県競馬組合
- 充当可能基金額：①～⑥に充てることができる基金
- 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

将来負担比率の内訳

(単位:千円)

構成要素	令和2年度	構成比	令和元年度	差引	備考
分子 ①=②-⑪-⑫-⑬	723,726,961		715,123,591	8,603,370	
② 将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	1,577,414,294	100.0%	1,574,202,272	3,212,022	
③ 一般会計等の年度末地方債現在高	1,353,268,424	85.8%	1,344,487,395	8,781,029	
④ 債務負担行為に基づく支出予定額	1,486,867	0.1%	2,070,876	△ 584,009	
PFI事業に係るもの					
利便施設及び公共施設を買い取るもの					
国営土地改良事業に係るもの (かんがい排水事業、農地開発事業、農地再編 整備事業、農用地総合整備事業)	514,280		910,462	△ 396,182	債務負担行為を設定
森林総合研究所等が行う事業に係るもの (農用地総合整備事業、旧緑資源幹線林道事業)	972,587		1,160,414	△ 187,827	全事業に債務負担行為を設定
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅 等の賃借料					
依頼土地の買い戻しに係るもの					
その他これらに準ずるもの					
⑤ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計 等からの負担等見込額	62,172,467	3.9%	65,680,003	△ 3,507,536	地方債償還に係る一般会 計等からの繰入金
病院事業	49,374,929		52,851,010	△ 3,476,081	
電気事業					
工業用水道事業					
流域下水道事業	7,984,514		7,923,133	61,381	
港湾整備事業	4,813,024		4,905,860	△ 92,836	
⑥ 組合等が起こした地方債の元利償還に充当 する県からの負担等見込額		0.0%			
⑦ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末 要支給額)	160,464,157	10.2%	161,926,181	△ 1,462,024	一般会計等対象職員数 17,279人
⑧ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額	22,379	0.0%	37,817	△ 15,438	
土地開発公社					
岩手県工業技術センター					
岩手県立大学					
クリーンいわて事業団	13,680		29,120	△ 15,440	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県農業公社	8,699		8,697	2	損失補償対象債務の10%を算入
岩手県信用保証協会					損失補償実行率:0.1%
岩手県漁業信用基金協会					
いわて産業振興センター					
⑨ 連結実質赤字額		0.0%			
⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般 会計等の負担見込額		0.0%			
岩手県競馬組合					負担額と同額を基金から貸付 (一般会計等負担なし)
⑪ 充当可能基金額	69,874,501	4.4%	68,982,253	892,248	
財政調整基金	17,708,602		18,328,678	△ 620,076	
減債基金	22,975,615		21,701,972	1,273,643	
国民健康保険広域化等支援基金				0	
地域振興基金	3,456,033		3,362,855	93,178	
東日本大震災津波復興基金	2,290,309		3,536,579	△ 1,246,270	
産業振興基金	30,000		402,076	△ 372,076	
いわて社会貢献・復興活動支援基金	226,910		240,501	△ 13,591	
いわて銀河鉄道経営安定化基金	468,916		406,403	62,513	
環境保全基金	183,995		195,088	△ 11,093	
地域医療介護総合確保基金	745,395		501,253	244,142	
子育て支援対策臨時特例基金	7,144		0	7,144	(R2新規)
ふるさと水と土保全基金	514,606		512,530	2,076	
県営林造成基金	288,313		308,980	△ 20,667	
公営林造成基金	197,013		182,711	14,302	
いわての森林づくり基金	2,486,056		2,328,535	157,521	
森林整備等支援基金	178,781		52,389	126,392	(R元新規)
学校施設設備基金	12,198		12,197	1	
いわての学び希望基金	6,775,223		7,038,350	△ 263,127	
土地開発基金	2,200,000		2,200,000	0	
自治振興基金	2,463,920		1,449,784	1,014,136	
用品調達基金	50,000		50,000	0	
美術品取得基金	236,216		242,116	△ 5,900	
岩手競馬再生推進基金	6,379,256		5,929,256	450,000	
⑫ 特定財源見込額	53,058,417	3.4%	50,632,643	2,425,774	
国庫支出金	374,919		559,078	△ 184,159	国営土地改良事業負担 金、森林総合研究所営土 地改良事業負担金
地方債を財源とする貸付金の償還金	41,836,473		39,291,620	2,544,853	ふるさと融資元金償還 金、中小企業高度化資金 貸付金償還金など
公営住宅の賃借料等	10,847,025		10,781,945	65,080	
臨時地方道整備事業債等に係る県負担金					
その他					
⑬ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	730,754,415	46.3%	739,463,785	△ 8,709,370	
分母 ⑭=⑮-⑯	326,728,404		322,559,510	4,168,894	
⑮ 標準財政規模	393,972,960		393,036,248	936,712	
⑯ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	67,244,556		70,476,738	△ 3,232,182	
将来負担比率 ①/⑭	221.5%		(221.7%)		

(2) 令和2年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要

審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された令和2年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。				
審査の結果	1 審査に付された各公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。				
	会計名	令和2年度	令和元年度	増減	経営健全化基準
	岩手県流域下水道事業会計	— %	— %	— ポイント	20.0%
	岩手県港湾整備事業特別会計	—	—	—	20.0%
	岩手県立病院等事業会計	—	—	—	20.0%
	岩手県電気事業会計	—	—	—	20.0%
岩手県工業用水道事業会計	—	—	—	20.0%	
2 資金不足比率は、各公営企業会計とも資金不足額がないことから算定されない。					

(参考)

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。
令和2年度においては、次のとおり資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当しない。

資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額

(法適用企業) 資金の不足額＝流動負債等＋算入地方債の現在高－流動資産等（一解消可能資金不足額）

対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業（令和2年度から）

(法非適用企業)

《非宅地造成事業》

資金の不足額＝歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等（一解消可能資金不足額）

対象公営企業：流域下水道事業（令和元年度まで）

《宅地造成事業》

資金の不足額＝歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等－土地収入見込額（一解消可能資金不足額）

ただし、歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等－土地収入見込額＋地方債残高>0のとき資金不足額は0とする。

対象公営企業：港湾整備事業

※ 算入地方債の現在高：建設事業以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（本県には該当なし）

○ 事業の規模

(法適用企業) 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

(法非適用企業) 事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

《算定》

(単位：千円、%)

会計名	①資金不足額	②事業規模	資金不足比率①/②	令和元年度	増減
流域下水道事業	(△956,314)	4,212,517	(△22.7)	(△23.4)	(0.7)
港湾整備事業	(△1,759,803)	547,175	(△321.6)	(△387.4)	(65.8)
病院事業	(△6,292,509)	89,315,571	(△7.0)	(△5.0)	(△2.0)
電気事業	(△17,130,417)	18,613,999	(△92.0)	(△235.6)	(143.6)
工業用水道事業	(△699,078)	747,333	(△93.5)	(△76.6)	(△16.9)

※資金不足額がないので「-」表示となる

8 内部統制評価報告書審査意見書の概要

(1) 審査の対象

令和3年8月5日に知事から提出された内部統制評価報告書について審査した。

(2) 審査の方法

内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて、厳正に審査を実施した。

(3) 審査の結果

令和2年度岩手県内部統制評価報告書について、評価手続及び評価結果に係る記載は適切であると認められた。

なお、内部統制の対象事務について、定期監査において留意改善を要する事項が認められた機関があったことから、各機関における内部統制に対するより一層の意識の向上を図るとともに、制度のさらなる充実強化に努められたい。

※意見書提出年月日 令和3年9月10日

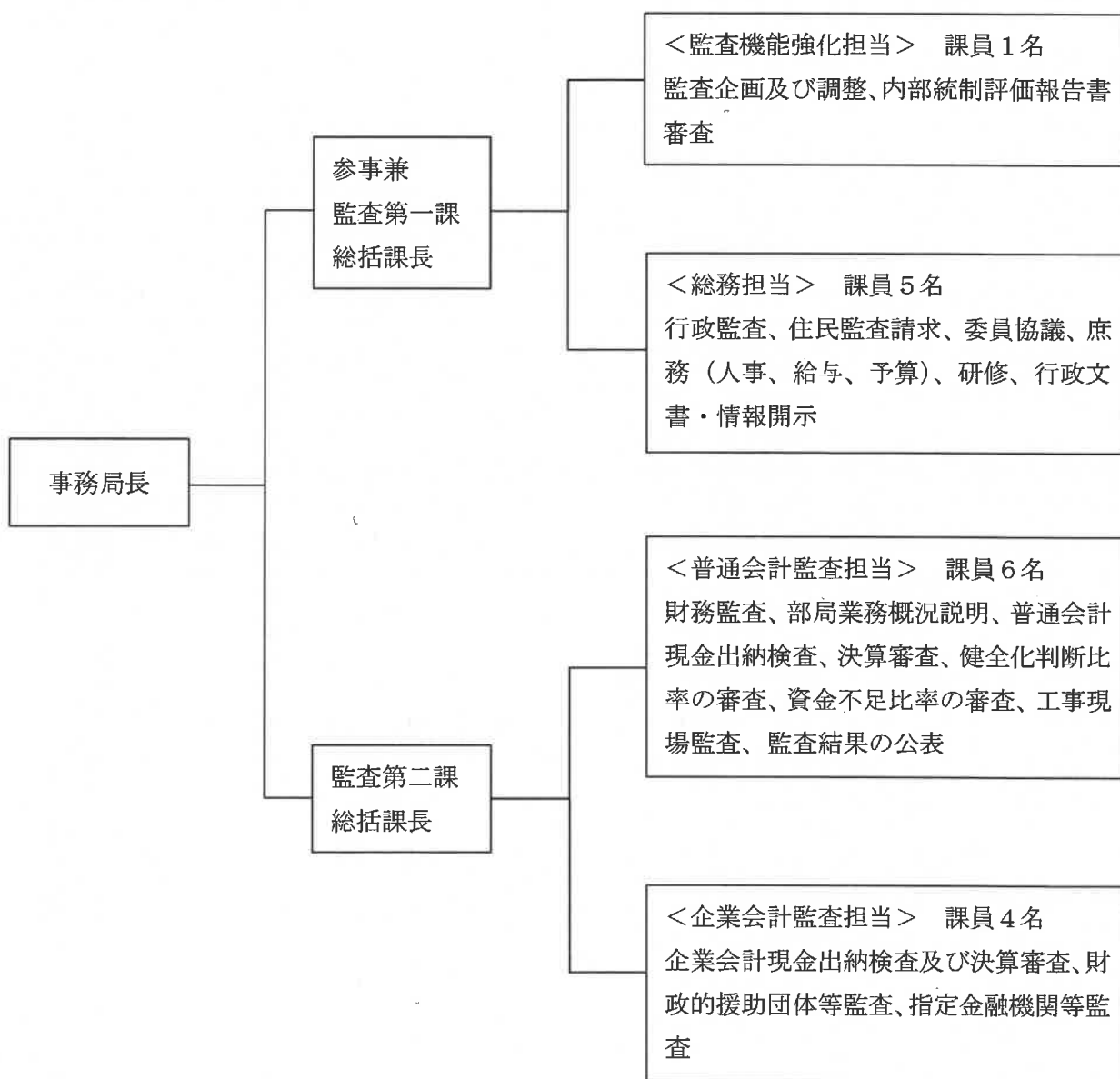
9 令和3年度の監査の組織体制

(1) 監査委員

議会選出委員			識見委員		
R元.9.26～R3.10.4	軽石	義則	H30.4.1～R4.3.31	○寺沢	剛
R元.9.26～R3.10.4	神崎	浩之	H30.4.1～R4.3.31	沼田	由子
R3.10.5～	岩淵	誠			
R3.10.5～	佐々木	茂光			

注 ○は代表監査委員

(2) 監査委員事務局組織



令和3年度 監査年報

令和4年4月 発行

岩手県監査委員事務局

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話：019-651-3111（代表）

019-629-6251（ダイヤルイン）

FAX：019-629-6254

e-mail：DE0001@pref.iwate.jp

ホームページ：<https://www.pref.iwate.jp/iinkai/kansa/index.html>

この冊子についてのお問い合わせ、ご意見、ご要望などは、上記までご連絡ください。